

厚生労働科学研究費補助金（食品の安全確保推進研究事業）「国際食品規格策定プロセスを踏まえた食品衛生規制の国際化戦略に関する研究」分担研究報告書

「コーデックス一般原則部会における交渉プロセス及びガバナンスの課題分析」

分担研究者 松尾真紀子 東京大学 公共政策大学院 特任研究員
研究協力者 浅田 玲加（東京大学 公共政策大学院 国際公共政策コース）
岩崎 舞（東京大学 公共政策大学院 法政策コース）
鬼頭 未沙子（東京大学 公共政策大学院 法政策コース）

研究要旨：

本研究は、二つの目的を有す。一つは、コーデックスの一般原則部会（CCGP）における合意形成プロセスにおける論点・争点を、国際政治学・行政学・公共政策学的観点から分析し、各国のポジションの把握とコーデックスにおけるガバナンス上の課題の検討をすることである。これにより、日本の戦略的なコーデックス対応に資する情報ベースの整理分析を行う。もう一つは、広い意味でのリスクコミュニケーションとネットワーク構築である。これにより、国内外でのネットワークの構築、議論の連携、国内におけるコーデックス活動に対する認識と支持の向上を得ることである。

具体的には、上記目的に基づき、第 28 回 CCGP におけるプロセス論点整理と、中でも、今後コーデックスが取り組む作業管理の前提として 2002 年に実施されたコーデックス評価報告書（コーデックスで初めて行われた外部組織による評価）に対するコーデックスの対応の資料整理に取り組んだ。また、広い意味でのリスクコミュニケーションの活動としては、国際シンポジウム「食品安全規格の国際調和とその課題 コーデックス委員会の役割」（2014 年 11 月 8 日（土），東京大学小柴ホール）を開催することで行った。

A. 研究目的

本研究は、二つの目的を有す。一つは、コーデックスの一般原則部会（CCGP）における合意形成プロセスにおける論点を、国際政治学・行政学・公共政策学的観点から分析し、各国のポジションの把握と論点の整理分析である。また、CCGP はコーデックス全般にかかわる手順や一般定事項を取り扱う部会なので、ガバナンス上の課題の特定に適していることから、ここでの議論を中心として、コーデックスのガバナンス上の課題を検討する。これにより、日本の戦略的なコーデックス対応に資する情報ベースの整理分析を行う。

もう一つは、国際および国内のシンポジウム等の開催により、多様な主体との交流の機会を設け、広い意味でのリスク

コミュニケーションとネットワーク構築を図ることである。これにより、国内外でのネットワークの構築、議論の連携、国内におけるコーデックス活動に対する認識と支持の向上を得ることである。

B. 研究方法

一つ目の CCGP におけるプロセス分析とガバナンス上の課題については、CCGP における議事録や回付文書、関連する文献等から論点・争点の整理・分析を行うことにより実施した。また、2014 年 4 月に開催された第 28 回 CCGP にテクニカルアドバイザーとして実際に部会に参加し、各国の交渉担当者に直接調査・ヒアリングを行うことにより、理解を深めた。さらに、コーデックスでは、今後その作業

管理 (work management) の見直しが必要であることを踏まえ、その議論の備えとして、過去のコーデックス評価報告書を受けてコーデックスが策定した38の提案について、その概要とその後の議論を整理した。これは、コーデックス作業管理が過去のコーデックス評価報告書を踏まえるとしているので、基礎的背景として重要である。特に、過去にすでにどのような提案があったのか、その提案に対して各国の支持はどの程度であったのか、といったことを把握する上で重要である (この作業管理の議論は、総会、執行委員会、CCGP 等で論じられているが、いずれにしても過去の評価報告書とその後の対応をスターティングポイントとしている)。今年度は、2003 年第 26 回総会において事務局が整理した提案の整理をするとともに、それを受けたその後の議論と展開 (2005 年までの総会と執行委員会及び各国の反応や議論) について議事録を中心にまとめた (なお、その後 2005 年に実施状況等に基づき提案が 20 個に組みなおされたので、今後の課題としてその提案と実施状況についても第 29 回 CCGP での議論も踏まえつつ整理の必要がある)。

二つ目の目的については、国際シンポジウム「食品安全規格の国際調和とその課題 コーデックス委員会の役割」(2014 年 11 月 8 日(土), 東京大学小柴ホール) を開催することで行った。会議は、本研究班、東京大学政策ビジョン研究センター、公共政策大学院の主催、農林水産省の後援により行った。本年度、日本が CCASIA の共同議長国であり、会議が日本で開催されたため、コーデックス関係者の来日があった。その機会をとらえて、基調講演者に、コーデックス事務局の Annamaria Bruno 氏と農業コモディティおよび食品規格基準局執行委員会副長官 Mr Pisan Pongsapitch 氏また、日本からも農林水産省の辻山弥生氏の参加を得て実施した。

C. 研究結果

1. 一般原則部会 (CCGP) におけるプロセス分析とガバナンス上の課題

(1) 第 28 回 CCGP の論点整理

第 28 回 CCGP では、様々な検討事項があったが、ステップ 8 で保留された規格案 (議題 4)、CCGP の付託事項・TOR の修正 (議題 5、6)、コーデックスと国際獣疫事務局 (OIE) の協調 (議題 7)、

情報文書の参照、コーデックス作業管理 (議題 11) の論点整理を行った。

ステップ 8 で保留された規格案 (議題 4) 過去に実際にステップ 8 で留め置きとなっている (あるいはなかった) 問題には、成長ホルモン牛やラクトパミンといった、肥育目的 (治療目的でない) の動物薬があり、いずれも投票行動にもつれ込んだ案件であった。その他、依然としてステップ 8 で留め置きの案件としては乳量を増加させるホルモンの rBST がある。特に直近のラクトパミンの MRL の問題は、この議論の大きな背景要因であった。コンセンサスが得られないとして総会でステップ 8 で留め置きされる状況が続いたことから、そもそも、「ステップ 8 で留め置きをできる」とするコーデックスの手続きマニュアルの「コーデックス規格及び関連文書の策定に関する手引き」の第 5 項のあり方が議論になった。

第 26 回総会から、この規定について削除やコンセンサス・投票のあり方、議長のトレーニングなども含めて議論がなされたが、全くコンセンサスが得られなかった。最終的には、特定の勧告を出すことを目的としないディスカッション・セッション (facilitated discussion) を実施することにより、何が根幹的な問題かについて自由な意見交換をすることとなった。

第 28 回 CCGP では、第 36 回総会を利用して行われたディスカッション・セッション (facilitated discussion) の結果について共同議長国の米国が報告し、こうした意見交換の機会や、その報告について歓

迎するコメントが寄せられた。また関連して、現在議長向けの手引きが作成されており、その活用の検討について FAO から指摘があった。こうした議論を踏まえて、これ以上の議論はしないことになり、結果として今までの「ステップ8」の規定は維持されることとなった。

CCGP の付託事項・TOR の修正（議題 5、6）

CCGP の TOR の見直しは、以前コーデックス手続きマニュアルにあった acceptance という手続きが SPS 協定発効後のコーデックスでは意味がなくなったため削除することを契機として、始まった。もともとは TOR の簡素化（項目の削除等）をすることが目的であったが、その中で、経済影響のメカニズムの問題が派生（今回の議題の 5）し、更には CCGP で追記された TOR の修正が、コーデックスの組織関係（総会、執行委員会、FAO/WHO）における CCGP の役割・関係性にかかわる問題となっていた（議題の 6）。

まず、経済影響に関する項目を TOR から削除することについて、経済的影響を表明するメカニズム（統一の様式・テンプレートなど）が必要との主張をする国々が検討を要請したことにより第 26 回 CCGP から議論がなされた。経済影響の重要性については、共通理解があったものの、先進国を中心とする国々（日本も含む）は、手続きマニュアルに関連規定があること（例えば、「コーデックス規格基準策定における統一手順」ではステップ 3、5、6、8 で経済利害についての検討が明記されている）や、個別事例により状況が異なるため統一項目は難しいことを挙げた。これに対して、途上国は、きちんとした様式があることで経済懸念を主張する根拠となることから作業の継続を求める意見と、様式があると経済影響評価の実施のコストにより、逆に貿易障壁となってしまうため困るとする意見とに分かれていた。今回の討議文書では具体的な事例も含めて経済影響について

議論がなされたが、事例の蓄積がさらに必要ということもあった。最終的には、TOR から経済影響の表明に関する事項を削除しても手続きマニュアルに関連規定があるのでコーデックスで検討することは可能とし、また、将来的に事例が蓄積された場合に検討しようとして、TORからは削除することとなった。

次に、現行の TOR については、第 27 回 CCGP で、以下の二つの文章の追加、すなわち、「各部会から付託された手続きや一般的事項に関する提案・修正案のレビューと承認（review and endorse）をする（第 2 文）」、「総会に対して手続きマニュアルの修正を自ら提案すること（第 3 文）」を追記することで合意していた。しかし第 28 回 CCGP では、WHO の代表・WHO の法務顧問から、この追加文章は、CCGP が各部会や総会に対して手続きや一般事項等の修正に関する新規作業を自ら開始できることを意味し、これは本来総会の機能であると懸念を表明された。第 28 回 CCGP では、そうした意図はないと留意したうえで、現在の追加修正案をそのまま総会に諮ることとしたのだが、第 37 回で再び FAO/WHO から原修正案ではなく、CCGP が「総会から付託された事項の検討すること」を明記する必要性が論じられ、再度第 29 回 CCGP において検討を行うこととなっている。

コーデックスと国際獣疫事務局（OIE）の協調（議題 7）

食品安全確保において OIE とコーデックスの連携を高めることが重要であり、両者の間での合同規格策定のメカニズムを構築したいとの OIE からの働きかけがあったが、本作業開始の契機であったが、その後、コーデックスと OIE では組織のあり方が異なり、OIE とコーデックスの間で規格基準等の相互参照をする際のガイドラインの策定をするにとどめることとなっていた。

そこでコーデックスと OIE の間で相互参照を念頭にした文書の作成をしていたのだが、第 28 回 CCGP ではこうしたガイ

ドラインについて WHO の代表から懸念が表された。コーデックスは FAO と WHO の共同プログラムであり、他の国際機関との関係の管理は FAO と WHO の管轄であること、また、コーデックスと OIE の作業調整のメカニズムは、例えば 2005 年の the Guidelines on Cooperation between the Codex Alimentarius Commission and Intergovernmental Organizations in the Elaboration of Standards and Related Texts がある。また WHO は OIE との間での文書 Joint development of International Standards relating to relevant aspects in animal production which impact on food safety in collaboration with other appropriate international agencies もありそれを修正するには WHA の承認が必要となるとした。このため、ガイダンスの中身については、セクション毎の議論で、組織間のやり取りに関する具体的事項（例えばコーデックス事務局と OIE との会合の頻度や参加者等に関する事項）は、WHO の指摘した親組織の管轄に抵触する可能性があるとしてすべて削除することとなった。また出来上がったガイダンス文書はコーデックス手続き マニュアルに入れない information document とすることで合意した。

情報文書の参照

コーデックス加盟主体や部会において有用であるものの、総会で採択されていない文書や情報（reference や informational document）は、これまで各部会に様々な呼称でバラバラに存在したので（例えば、食品添加物部会における Database on Processing Aids 等）、今回「information documents」というカテゴリーを作り、位置づけとその効力、要件等を明確にしたうえで、活用できるように、ガイドラインを策定した。議論では、こうした文書が、公式なものとして明確に区別されるべきこと（したがってこの文書の判断は部会レベルで行い総会・執行委員会で判断しない）、また、こうした文書が正式な文書として合意できない議論の逃げの手段に

なってしまう懸念があることから、意図的に作成すべきでないこと、文書は公式のコーデックスの文書とは別の枠をウェブサイトに設けて掲載するといったことが合意された。

コーデックス作業管理

2013 年第 36 回総会において、インドのスパイス部会の設立の際に日本が行った発言を契機として始まった。ちょうどコーデックス 50 周年、また、コーデックス評価書から 10 年というタイミングであったことから、新規部会の設立だけでなく、コーデックス評価書に挙げられた勧告のレビューをすべきか否かも含めて提案がなされ、実施することとなった。

第 28 回 CCGP では、日本の討議文書に基づき議論がなされた。また、実施に当たり、誰がこの作業を担うのかについて、特に FAO/WHO との関係性の問題を含めて議論がなされた。WHO からは、一般的な見直しについては CCGP でなく執行委員会の所管との指摘があった。また、コーデックスはそもそも FAO/WHO のルール・慣行のもと運営される必要があり、こうした評価も FAO/WHO のもと、執行委員会や総会との協議を通じてなされるべきとの強い指摘が FAO/WHO の代表からなされた。しかし多くの参加主体から CCGP が主体となってコーデックス内でも見直しを実施したいという議論もなされた（こうした意見の根拠としては、執行委員会などにおける実施では参加の範囲が限定的なので包括性と透明性の観点から CCGP がより適切との指摘をした）。最終的に、現在の戦略計画（2014-2019 年）の活動 4 に基づき、コーデックスの作業の見直しをすること、FAO/WHO が 2002 年のコーデックス評価書の勧告及び関連する提案の実施状況についてのレビューをすること、を執行委員会に提案することとなった。なお、日本が提案していた新規部会の設立に関する論点については、上記のレビューの中で実施されることとなった。

その後 2014 年の第 69 回執行委員会

は、

まず コーデックス事務局を主体として内部の検討を行い、（必要に応じて）外部の評価を実施する、とする2段階の進め方に合意し、まずは、FAO/WHOの協力のもと、コーデックス事務局が2015年の第28回CCGPで検討をするための文書を作成することを求めた。同年の第37回コーデックス総会は、コーデックス事務局による文書作成を認め、執行委員会の効率性や代表制についての論点や、コーデックス評価書とそのフォローアップから取り掛かることを提案し、さらなる外部レビューが必要かどうかも検討を求めるとした。これを踏まえて次の第29回CCGPで議論が行われる予定である。

手続きマニュアルの規則 V. 第 1 項のコーデックス総会議長及び副議長
第37回総会が選挙の年でもあったことから、第36回総会で議長及び副議長は、「国の代表 (delegate)」に当たるのか明確化することが求められた。現行の手続きマニュアル「規則 V. 執行委員会」第1項では「執行委員会のメンバーは同一加盟国から1名の delegate まで(2名以上は執行委員会のメンバーとなれない)」と規定されていた。なお、執行委員会は、議長・副議長と地域調整国、7名の地域代表から構成される。争点は、役員/officer(議長、副議長)は国の delegate に当たるかということであった。delegate でないとすれば、1か国から役員と地域代表の両方が執行委員会メンバーになることができ、そうでないという解釈であれば、1か国から役員か地域代表のどちらかしか出せないということになる。北米地域の地域代表は米国とカナダのみなので、この2か国は役員を出すと、タイミングと解釈によっては執行委員会に2名のメンバーを出せることとなる。このため、明確化が求められた。過去の事例、特に直近では、delegate に当たらないとの解釈がとられ、2009年と2014年に米国、カナダがそれぞれ議長、副議長と地域代表の2名を執行委員会に出している状況があった。しかし、1995年に米国が副議長に選出された

際には、delegate に当たるとの解釈で自ら地域代表を辞退していた。このため、WHOの法務顧問も規則 V. 第1項の「代表者 delegate」に役員が含まれているかどうかは未解決の問題としていた。第28回CCGPではWHOがこの件に関する会議資料を当日に配布したことから十分な検討ができないという理由で最終的に結論は得られなかった。第37回総会で、FAO/WHOの法務顧問は、「規則 V. 執行委員会」第1項の目的は包括的な参加の確保が目的(重複で代表が入ること等の回避)で delegate は役員(議長、副議長も含む)との解釈を提示した。部会はこの解釈に合意し、関係性が明確化されたので本議題は終了した。

(2) コーデックスにおけるガバナンス上の課題

上記の第28回CCGPの結果で論じたように、コーデックスでは、作業管理の見直し(上記議題11参照)が行われることになっている。そしてその作業の前提として、コーデックス評価報告書の当時の議論を踏まえるとしている。

コーデックスでは、2002年に、第三者による外部評価を実施した。その報告書が「コーデックス評価報告書」である。この報告書は42の勧告を提示した。第25

回及び第26回総会ではそれを踏まえた議論が行われた。その結果、第26回総会で、ALINORM (26) 03/26/11: Add. 1 から Add. 5

までの38の提案がまとめられた。事務局の報告書は、5つのテーマ(地域調整部会を含むコーデックス部会と特別部会の構造とマンデートに関するレビュー、執行委員会の機能のレビュー、規格策定管理のプロセスの改善、手続規則のレビューや他の手続問題、その他の勧告の実施(FAO/WHOの活動分野))と、それに基づく提案で整理されている。

本研究では今後の作業管理の見直しの中で課題になるテーマに応じてさらに整

理をする予定だが、今年度はすでに議論と
なっている論点、論点になりそうな点

について論じる。

一つ目は、コーデックスの組織構成・部会構成についてである。作業管理の見直しのそもそもの発端は、新規作業部会を設置したことであつたし、この点については今後の検討に含まれることが論じられている。コーデックス評価報告書は、一般問題部会と個別食品部会の作業のあり方の見直しを提案していた(勧告16)。これを踏まえて、コーデックスでは、個別食品部会については、現在のように個別食品ごとに部会を立てるのではなく、一つの「食品規格部会(Commodity Standards Committee)」を置き、個別部会を段階的に廃止する選択肢が挙げられていた(提案5)。この背景には、過剰な部会は作業の効率化を減じるとの考えがある。評価報告書では、コーデックスの部会、特別部会の構造をレビューすることにより、重複やそれぞれの部会の妥当性を検討し、部会の統廃合の提案も視野に検討されるべきとされた。こうした見直しについては、当時多くの支持があつたものの、具体的に大きな再編などは行われないうちに今日に至っていた。2008年の総会において、将来的に(2011年)再度組織構成の見直しをすとしていたものの、そうしたことはなされずにいた。このため、今回の作業管理見直しでは改めて検討をする意味がある。

二つ目は執行委員会の機能・組織構成についてである。コーデックス評価報告書では、必要な機能として、管理・戦略の機能と、規格の策定状況の監督、の二つの機能を挙げ、前者は、執行理事会(Executive Board)、後者は規格管理部会(Standard Management Committee)と組織を分けることを提案していた。また、コーデックス事務局はプログラム策定や予算計画等に関する下部委員会(the Sub-Committee on Programming, Budget and Planning)の設置も提案していた。その後の議論で、規格管理、すなわち、規格策定の状況の監督に関する機能の必要性については認められ、執行委員会の機能にクリティカルレビューなどが導入さ

れたものの、執行委員会を、上記機能別に二つの組織に分ける組織再編はほとんど支持を得ず、実施されなかった。ただし議論の過程で執行委員会のメンバーの拡大がなされた（それまでは、オブザーバーで参加していた地域調整国がメンバーとなった。他方でその代わりに地域代表のアドバイザー2名の参加はやめるべきとしていたがそれはそのまま残ったので、実質的にメンバーが拡大した）。執行委員会の機能や構成（代表性）については今回の作業管理の見直しの議論の中でも検討すべきとのコメントもあることから、過去の提案と議論も含めて踏まえておく必要がある。

三つ目は、コンセンサスと投票についてである。コンセンサスについては、コーデックスの提案 34 の中で挙げられた。評価報告書では定義をすることを勧告し、「一加盟主体以上からの正式な反対の表明が無いこと（no formal objection by more than one member present at the meeting）」を提案していたが、これはほぼ全会一致と同義で全く柔軟性を欠くことから支持を得なかった。定義については、CCGP でも議論し、第 21 回 CCGP で現段階では作らないとした（その後第25 回、26 回 CCGP でも議論がなされた）。また、評価報告書は、投票について、出席者の 3 分の 2 以上の賛成（現在のコーデックスのルールでは単純過半数）とすることも提案していた。これについては、当時はいくらかの支持があったとされている。特に、過去の投票はいずれも僅差での採択であったことから、見直しを求める要請も考えられる。コンセンサス・投票に関する論点も見直し作業の中で取り上げるべきとのコメントがあるので、今後争点となる可能性がある。

2. 広い意味のリスクコミュニケーションの展開

国 本年度は、「食品安全規格の国際調和とその課題 コーデックス委員会の役割」（2014 年 11 月 8 日（土）, 東京大学小柴

ホール）という国際シンポジウムの実施により、広い意味でのリスクコミュニケーションを展開した（当日のプログラム及び発表者の資料は添付資料 1 を参照）。

シンポジウムの目的、内容、結果概要については、以下のとおりである。（なお、ほぼ同内容を結果報告として、東京大学政策ビジョン研究センターのウェブサイトに掲載して結果を広く発信している¹⁾）。

本シンポジウムは、国際的な食品規格策定の場であるコーデックスの認知度を上げるとともに、日本にとってのコーデックスの意義に関して広く一般に周知することを目的として開催した。背景には、食品がグローバルに流通し、輸入に依存する日本にとって、国内の管理体制やアプローチが国際的にも整合性をもつことは重要であり、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）のような地域レベルでの展開、及び二国間での交渉等、様々な動きが活発化するなかで、WTO（世界貿易機関）の SPS 協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）において食品安全に関する国際規格と定められたコーデックス規格の重要性が高まっているものの、その内容、作成過程について、広く認識されているとは言い難い現状がある。

基調講演では、コーデックス事務局のアンナマリア・ブルーノ氏が「Codex Alimentarius Commission (Codex とは)」と題する講演が行った。コーデックスの基本的な概要を踏まえたうえで、現在コーデックスで問題となっている問題や、将来的なコーデックスにおける課題（規格策定における課題や、科学的アドバイスのあり方等）、そして今後の活動における成功への鍵について論じた。また、農林水産省調査官・コーデックス副議長の辻山弥生氏は「国際貿易交渉とコーデックス」と題する講演を行った。国際貿易

際シンポジウム『食品安全規格の国際調和とその課題 コーデックス委員会の役割』会議開催報告

http://pari.u-tokyo.ac.jp/event/smp141108_rep.html

交渉の文脈の中でのコーデックス規格の位置づけについて、WTO/SPS 協定や WTO/TBT 協定との関連で措置の調和において果たす役割とその重要性について詳しく解説した。タイの農業・協同組合省、農業コモディティおよび食品規格基準局執行委員会副長官のピサン氏は「Thailand Experience on Codex Standards Setting and Standards Implementation(タイにおけるコーデックス規格策定及び規格実施の経験)」と題する講演を行った。タイにおける食品規格の沿革や現状について論じ、そのうえで国内でのコーデックス対応の形成プロセス、コーデックス規格との調和等について論じた。

各部会報告では、農林水産省消費・安全局消費・安全政策課の阪本和広氏が「コーデックス食品添加物部会(CCFA)の動向」と題した報告を行った。CCFA への付託事項を踏まえたうえで、現在の CCFA での現在の主要議題、食品添加物に関する一般規格(GSFA)を作ることになったきっかけやその特徴、日本のコーデックス規格策定への参加状況を中心に報告した。最後に、本研究代表の豊福肇氏より「コーデックス食品衛生部会(CCFH)の動向」の報告が行われた。CCFH の概要を踏まえた上で、現在の CCFH での主要議題について、具体的なトピック(水分含量が低い食品の衛生実施規範や牛肉・豚肉のサルモネラをコントロールするガイドラインの背景・目的、寄生虫のコントロールに食品衛生の一般原則を適用するためのガイドライン)とともに、日本の規格策定への参加状況について報告がなされた。

パネルディスカッションでは、それぞれの講演を踏まえたうえでの講演者間での意見交換が行われ、例えば、規格策定において不可欠となる科学的データを業界等からいかにして収集するかについての議論や、コーデックス基準を食品安全に係る国際基準として参照する WTO ではコンセンサスの意味や効力が異なるのか、コーデックスにおける留保はいかなる意味をもつのか、といったことが論じ

られた。その後、2つのテーマに沿った議論が行われた。まず、いかにして国内意見を集約しコーデックス規格に反映するかというテーマの議論では、基調講演におけるタイのコーデックス対応を受けて、日本では、コーデックス連絡協議会を通じて業界や消費者団体等と国内外の動向を含めて情報を共有していると、日本における対応が紹介された。また、コーデックス対応の課題としては、まず規格策定のベースとなる科学的専門的データの収集・作成、さらにはそうした科学的知見を踏まえて国際的にも展開できる人材育成が課題となっていることが指摘された。人材育成上の課題として語学力の向上が挙げられ、また、コミュニケーションの障壁を取り除く手段として IT 技術の使用についても指摘があった。

国際レベルでの調和の前提となる国際連携における課題というテーマの議論では、他の国際機関との調和が重要であり、例えば、国際獣疫事務局(OIE)、国際植物保護条約(IPPC)や分析方法では国際標準化機構(ISO)との関係が重要であり、国際機関間の整合性を高めるための協調・協力関係の動きが進展していることが指摘された。また、コーデックスでも特に分野横断的な課題に関しては、部会横断的な対処が必要であるとともに、効率的な作業の実現に向けてのメカニズムを考えることが重要との議論が行われた。

当日は、130名(産業界、消費者団体、一般消費者、学識経験者、学生等)の参加者があった。

D. 考察

以下では、本年度の第28回CCGPの議論、及び関連して実施した作業原則の見直しの前提となるコーデックス評価報告書にかかわる提案のレビューから抽出された論点や課題についてまとめる。

まず今回の第28回CCGPに参加して発見した重要な点としては、CCGPの組織としての位置づけの理解の必要性であ

る。

会議の冒頭でも WHO の担当者から指摘があったが、CCGP はあくまで、親組織の FAO/WHO のプログラム（下部組織）のコーデックスの、部会であることである。コーデックスの最高意思決定機関は総会でその次に執行委員会が補助として存在する。そうしたことを十分に認識せずに、第 28 回 CCGP では、TOR の修正において自ら新規作業を開始できる項目を追加したり（議題 6）、あるいは他の国際機関である OIE との連携関係構築にかかわる文書の作成をしたり（議題 10）、コーデックス全体にかかわる作業見直しを開始したり（議題 12）、といった作業を行おうとしていた。

新規作業の発議は必ず執行委員会のレビューと総会の承認を得なければならない。CCGP が自ら手順の修正や承認の開始をできるような TOR を追加することは、総会の機能と重複した機能を持つことになり、そうした TOR の修正は親組織の FAO/WHO から認められないとされた。

また、同様に、OIE との関係は、更に上位のレベルで議論されないといけないことが分かった。コーデックスは FAO/WHO の親組織の下にある下部組織だが、OIE は独立した国際機関である。従って、コーデックスが OIE との関係で正式な文書を作成しようとする、それは国際機関間の問題となり、コーデックスではなく、FAO/WHO の管轄となるということだ。コーデックスの作業管理の見直しにかかわる「評価」についても、FAO/WHO のルールの下でコーデックスは実施しなければならず、それは一部会が論じるのではなく、必ず執行委員会か総会レベルでの FAO/WHO との検討に基づき、開始されなければならない（結果的に CCGP で議論するにしても）。つまり、CCGP はあらゆる手順上の問題や一般的な問題を議論できる部会であるが、提案・勧告をすることはできても、基本的には、総会・執行委員会ないし他の部会からの照会・付託に基づき作業を行うので、自らの判断で新規作業を開始することは権限を越えてしまうということである。

今回複数の議題において、上述の指摘により、結果的に無駄に終わってしまった作業もあった。例えば、OIE との連携に関する文書は、電子作業部会で 4 回にわたるやり取りに加えて、本会議の事前にも物理的作業部会をするなど相当な労力を割いて作成をしていたものの、本会議の段階で上記指摘により、文書の中身が大幅に削除され、合意文書もコーデックス手続きマニュアルには盛り込まれない文書の扱いになるという結果に終わった。このような基本的な組織構造のあり方については、作業を行う事前に周知がなされるべきだったとの指摘が会議でもなされたが、今回の経験を踏まえて、参加主体からも今後はとりかかろうとしている作業がそもそも CCGP の掌握範囲の作業かどうか指摘や提案ができるように、ルールの認識をしておくべきと考えた。

その他、今回の会議で終了したが、長年にわたって議論されてきた問題と、根本的な解決になっていないために再燃する可能性のある問題として特記すべき事項は以下の 2 点が挙げられる。一つは、役員(議長・副議長)は「国の代表 (delegate)」かの問題である。これまでアドホック的な解釈により明確化されてこなかったが、今回、役員も delegate に当たるとの判断が合意されたので、今後混乱は生じないこととなる。加盟国が多様化、増大した今日のコーデックスにおいては、執行委員会の構成は偏りなく極力包括的であることが求められることから、今回の判断はガバナンス上も良かったといえる。

もう一点は、「ステップ8問題」である。コンセンサス形成ができなかった際に、総会で留め置きできるというこの規定が保持されることとなったことは、コーデックスの意思決定の柔軟性を保持する上でも重要であろう。ただ、「ステップ8問題」の本質は、コンセンサス形成の失敗への対応であり、そもそもコンセンサスが難しい問題にどう対処するかということについての回答は結局得られていない。

今回 facilitated discussion の実施により、自由な意見交換がなされたということ

一度終了とされたが、コンセンサスが難しい問題をどう対処するか、議長の資質や会議運営の問題、投票、ファシリテーターの活用など意思決定や合意形成に関する様々な問題の議論とも関連があり、今後作業管理の見直しの中でも再度議論される可能性はある。

コーデックス評価報告書にかかわる提案のレビューからは、以下の点が挙げられる。まずコーデックスの部会・組織構成については、C. 1. (2)で論じたように、コーデックス評価報告書では、過剰な部会はコーデックス全体の効率性を損ねるので、部会構成そのものも含めて見直すべきとしていた。こうした元々の問題意識があったことは、2013 年のスパイス部会の新規部会の設置との兼ね合いで重要な意味を持つ。また、現在のコーデックスの手続きマニュアルには、新規部会の設置についての記載がなく、特別部会の設置についての記載があるのみだ。手続きマニュアルでは新規部会の必要性が認められた場合、まずは特別部会の設置をすべきとしている (Rule XI. 1(b)(i) in Criteria for the Establishment of Subsidiary Bodies of the Codex Alimentarius Commission)。こうしたことを踏まえて、現在・将来的コーデックスのニーズなどを視野にコーデックス部会、組織構造のあり方を考えなければならない。

執行委員会の機能・組織構造の点については、ガバナンスの観点からすると、この追加された機能が十分に果たされているのか、また、現在の拡大された執行委員会のメンバー構成とそれぞれの役割は適切なのかということを今一度見直すことが考えられる。評価報告書の指摘では、戦略的な機能と規格策定の監督機能を果たすうえでは、前者の機能は小さい組織の方が迅速に決定ができるのでメンバー構成は小さな組織とし、後者はより広範な参加のうえで検討をする方がよいとの見解を示していた。これはしかし、包括性と閉鎖性、迅速・効率性と透明性の問題を呈することから、バランスを要する課題である。

E. 結論

本年度は、第 28 回 CCGP における論点からの教訓の導出と、今後コーデックスで議論される、作業管理の見直しに関連して、過去のコーデックス評価報告書の整理と関連するトピックの分析を開始した（これは今後の見直し作業の項目の議論を踏まえて再整理していく予定である）。また、国際シンポジウムの開催により、広い意味でのリスクコミュニケーションも展開した。

今回の第 28 回 CCGP では、議題の前身以前に、複数の議題で、CCGP の参加主体が、コーデックスが FAO・WHO の共同プログラムであり、ルール的にも FAO/WHO の管轄下にあること、あるいはコーデックスの意思決定における総会や執行委員会と部会の関係性を理解せずに部会レベルで議論を進めてしまったために、様々な齟齬が生じたことが理解された。今後はこうしたことを繰り返さないためにも、CCGP の参加主体自らが掌握範囲や組織内外の関係性について認識することが肝要である。

また、コーデックス作業管理の見直しはコーデックス全体にもかかわる展開であることから、他の部会の研究を担当している研究者とも連携をとりつつ引き続きフォローをしていく必要がある。過去の議論の整理から、争点となっている点は、繰り返しの問題も多い。このため、以前の議論を踏まえ、状況変化に応じて変革が求められるのか、あるいは、すでに議論された結果を踏襲するのが正しいのか、検討していくことが重要である。

「政策の窓」は、大きな事件があるか、こうした見直しの機会にしか開かないので、こうした機会は十分に活用することが望まれる。

さらに、こうした国際的な議論が国内でも周知・還元されるよう、シンポジウム等による広い意味でのリスクコミュニケーションの展開も国内支持の確保上重要である。

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

特になし

平成 26 年度添付資料リスト

1. コーデックスイベント関係配布資料

1-1 国際シンポジウム『食品安全規格の国際調和とその課題 コーデックス委員会の役割』
趣旨・プログラム

1-2 基調講演 1「Codex とは」

Ms. Annamaria Bruno 氏（コーデックス事務局）

1-3 基調講演 2「タイにおけるコーデックス対応及び国内食品規格への適用」

Mr. Pisan Pongsapitch 氏（農業コモディティおよび食品規格基準局執行委員会副長官）

1-4 部会報告 1「CCFA（コーデックス食品添加物部会）の動向」

阪本 和広氏（農林水産省）

1-5 部会報告 2「CCFH（コーデックス食品衛生部会）の動向」

豊福肇氏（山口大学 共同獣医学部教授）

2. 「コーデックス評価書を受けてコーデックスでとられた対応（第 26 回総会の勧告とその後のまとめ）」 研究協力者 浅田 玲加（東京大学 公共政策大学院 国際公共政策コース）、岩崎 舞（東京大学 公共政策大学院 法政策コース）、鬼頭 未沙子（東京大学 公共政策大学院 法政策コース）、分担研究者 松尾真紀子

国際シンポジウム 『食品安全規格の国際調和とその課題 コーデックス委員会の役割』

趣旨

食品安全の確保は重要課題である。食品がグローバルに流通し、輸入に依存する日本にとって、国内の管理体制やアプローチが国際的にも整合性をもつことは重要である。国際組織における国際規格策定の動き、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）のような地域レベルでの展開、及び二国間での交渉等、様々な動きが活発化するなかで、WTO（世界貿易機関）のSPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）において食品安全に関する国際規格と定められたコーデックス規格はますます重要になってきている。

しかしながら、コーデックス規格の内容についても、その作成過程についても、広く認識されているとは言い難い現状にある。そこで、本シンポジウムでは、実際にコーデックスの現場において活躍する、コーデックス事務局のアンナマリア・ブルーノ氏や、本年コーデックス副議長に日本から選出された辻山弥生氏等から、最新のコーデックスにおける活動やその課題の現状について紹介してもらうことにより、コーデックスの認知度を上げるとともに、日本にとってのコーデックスの意義に関して広く一般に周知することを目的とする。

開催概要

【日時】2014年11月8日（土）9:30-12:30

【場所】東京大学本郷キャンパス 小柴ホール

【定員】170名前後

【言語】日本語・英語（同時通訳あり）

【参加対象者】産業界、消費者団体、一般消費者、学識経験者、学生等【参

加費】無料（公開）

【主催】厚生労働科学研究費補助金「国際食品規格策定プロセスを踏まえた食品衛生規制の国際化戦略に関する研究」、東京大学政策ビジョン研究センター、東京大学公共政策大学院

【後援】農林水産省

プログラム

全体司会進行：

松尾 真紀子（東京大学公共政策大学院・政策ビジョン研究センター特任研究員）

開会挨拶 9:30～9:35

豊福肇（山口大学 共同獣医学部 教授）

基調講演 1 9:35～10:10（発表 25 分 質疑応答 10 分）

Ms. Annamaria Bruno（コーデックス事務局）

「Codex とは」

“Codex Alimentarius Commission”

基調講演 2 10:10～10:35（発表 20 分 質疑応答 5 分）

辻山弥生（農林水産省調査官、コーデックス副議長）「国

際貿易交渉とコーデックス」

International Trade Negotiation and Codex

基調講演 3 10:35～11:00（発表 20 分 質疑応答 5 分）

Mr. Pisan Pongsapitch（農業コモディティおよび食品規格基準局執行委員会副長官）

「タイにおけるコーデックス規格策定及び規格実施の経験」

Thailand Experience on Codex Standards Setting and Standards Implementation

アンケート回収 11:00～11:10

各分会報告 1 11:10～11:30（発表 15 分 質疑応答 5 分）

阪本和広（農林水産省）

「CCFA（コーデックス食品添加物部会）の動向」

Current trends in the Codex Committee on Food Additives (CCFA)

各分会報告 2 11:30～11:50（発表 15 分 質疑応答 5 分）

豊福肇（山口大学 共同獣医学部教授）

「CCFH（コーデックス食品衛生部会）の動向」

Update of activities in the Codex Committee on Food Hygiene (CCFH)

パネルディスカッション 11:50～12:20

モデレーター：

松尾真紀子（東京大学公共政策大学院、政策ビジョン研究センター特任研究員）登壇者：

Ms. Annamaria Bruno（コーデックス事務局）

辻山弥生（農林水産省調査官、コーデックス副議長）

Mr. Pisan Pongsapitch（農業コモディティおよび食品規格基準局執行委員会副長官）

阪本和広（農林水産省）

豊福肇（山口大学 共同獣医学部教授）

閉会挨拶 12:20～12:25

豊福肇（山口大学 共同獣医学部教授）

International Symposium "International Harmonization of Food Standards - The Role of Codex Alimentarius Commission"
Tokyo, 8 November 2014

Codex Alimentarius
Annamaria Bruno
Codex Secretariat

Note: Please do not reuse quotations without permission. The views expressed in this presentation are those of the speaker.



Overview

- Codex overview
- Hot issues in recent years and present and future challenges
- Conclusion: keys to success of Codex



国際シンポジウム「食品安全規格の国際調和とその課題
—コーデックス委員会の役割—
東京、2014年11月8日

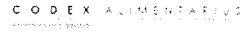
Codexとは
Annamaria Bruno
コーデックス事務局

本資料をご使用・ご引用される場合は、必ず「コーデックス事務局」からお届け申し上げます。また、この資料に含まれる情報は変更される可能性があります。以下は主催者による抜きの御座りあり、ご文の御座りません。ご留意をお願いいたします。

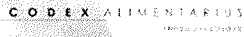


概要

- コーデックスの概要
- 近年のホットイシューと、現在そして将来への課題
- 結び: コーデックス委員会の成功への鍵

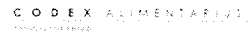
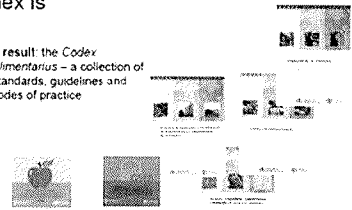


Codex overview

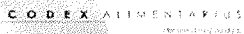


Codex is

A result: the Codex Alimentarius – a collection of standards, guidelines and codes of practice

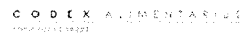


コーデックスの概要



コーデックスとは

その成果: "the Codex Alimentarius"-規格・基準・指針
そして実施規範の集録



Codex is

An intergovernmental structure and process to find a consensus on the texts that make up the Codex Alimentarius



C O D E X A L I M E N T A R I U S
F O O D A N D A G R I C U L T U R E O R G A N I Z A T I O N

CODEX results

Standards

General (GFS, GSCTF, labeling, methods),
Commodities, Group standards,
Residues

Codes of practice

Hygiene
Contamination
Prevention

Guidelines

Principles
Certification
Inspection
Risk analysis
Sampling

C O D E X A L I M E N T A R I U S
F O O D A N D A G R I C U L T U R E O R G A N I Z A T I O N

コーデックスとは

政府間組織であり、"the Codex Alimentarius"を構成する文書について、コンセンサスを模索するプロセスである。



C O D E X A L I M E N T A R I U S
F O O D A N D A G R I C U L T U R E O R G A N I Z A T I O N

コーデックスの成果

規格

一般(GFS, GSCTF, 表示, 手法)
コモディティグループ規格
残留基準

実施規範

衛生
汚染
予防

指針

原則
認証
検査
リスクアセスメント
サンプリング

C O D E X A L I M E N T A R I U S
F O O D A N D A G R I C U L T U R E O R G A N I Z A T I O N

Codex unites ...

Multiple partners in a common project to:

- Protect the health of consumers
- Ensure fair practices in the food trade
- Promote coordination of all food standards work undertaken by IGOs and INGOs
- Develop and maintain a collection of international food standards: the Codex Alimentarius



C O D E X A L I M E N T A R I U S
F O O D A N D A G R I C U L T U R E O R G A N I Z A T I O N

Are Codex objectives still valid? Food trade trend

2014

1963

C O D E X A L I M E N T A R I U S
F O O D A N D A G R I C U L T U R E O R G A N I Z A T I O N

コーデックスは、

多様なパートナーと以下のような共通プロジェクトを行う

- 消費者の健康保護
- 公正な食品貿易の確保
- 政府間組織(IGO)や非政府間組織(INGO)による全ての食品規格・基準作業の協調推進
- 国際食品規格の集積 "the Codex Alimentarius" の策定と維持



C O D E X A L I M E N T A R I U S
F O O D A N D A G R I C U L T U R E O R G A N I Z A T I O N

コーデックスの目的はまだ有効か? 食品貿易の動向

2014

1963

C O D E X A L I M E N T A R I U S
F O O D A N D A G R I C U L T U R E O R G A N I Z A T I O N

The SPS agreement

defines international standards, guidelines and recommendations:

"for food safety, the standards, guidelines and recommendations established by the Codex Alimentarius Commission relating to food additives, veterinary drug and pesticide residues, contaminants, methods of analysis and sampling, and codes and guidelines of hygienic practice"; (Annex A.3.a)

C O D E X A L I M E N T A R I U S
International Standards

SPS協定は、

国際規格・基準、指針そして 勧告 を定義

"食品安全については、食品添加物、動物用医薬品、残留農薬、汚染物質、分析・サンプリング手法そして衛生基準の実施、規格及び指針に関する規格・基準、指針そして勧告"; (附属書A.3.a)

C O D E X A L I M E N T A R I U S
International Standards

Codex standards

SPS

- hygiene
- microorganisms and toxins
- agrochemicals (residues)
- contaminants
- food additives
- methods of analysis and sampling

TBT

- all not covered by safety standards (labelling, product specifications, inspection, certification ...)

C O D E X A L I M E N T A R I U S
International Standards

コーデックス規格・基準

SPS

- 衛生
- 微生物及び毒素
- 農薬(残留)
- 汚染物質
- 食品添加物
- 分析サンプリング手法

TBT

- 安全基準によってカバーされていないもの全て (表示、製品仕様、検査、認証 ...)

C O D E X A L I M E N T A R I U S
International Standards

Role of science

- The food standards, guidelines and other recommendations of Codex Alimentarius shall be based on the principle of sound scientific analysis and evidence, involving a thorough review of all relevant information, in order that the standards assure the quality and safety of the food supply (CAC decision 1995)
- Since 1995 Risk Analysis has been implemented in Codex



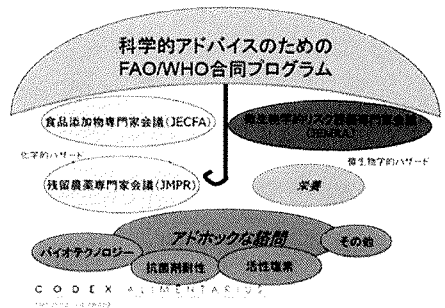
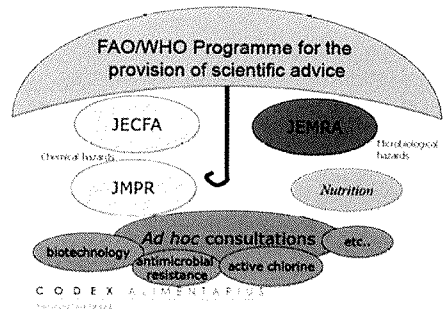
C O D E X A L I M E N T A R I U S
International Standards

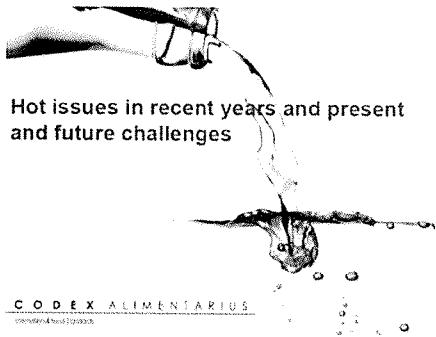
科学の役割

- コーデックスの食品規格・基準、指針その他の勧告は、規格・基準が食品供給の質や安全を確保するために、全ての関連情報のレビューを含む、堅固な科学的アナリシス及びエビデンスの原則に基づかなければならない(CAC決定 1995)
- 1995年より、リスクアナリシスはコーデックス委員会において実施されてきた



C O D E X A L I M E N T A R I U S
International Standards





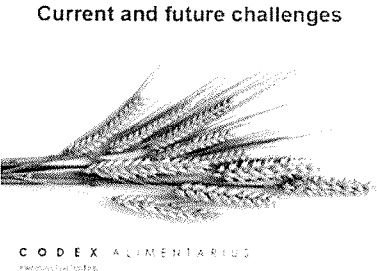
Hot issues in recent years and present and future challenges

C O D E X A L I M E N T A R I U S
International Food Standards



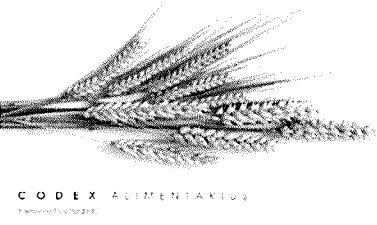
近年のホット 이슈と、 現在そして将来への課題

C O D E X A L I M E N T A R I U S
International Food Standards



Current and future challenges

C O D E X A L I M E N T A R I U S
International Food Standards



現在そして将来への課題

C O D E X A L I M E N T A R I U S
International Food Standards

Technical hot issues

- Growth promoters
- Processed cheese
- Chlorine
- Animal feeding
- Labelling of GMOs
- Revision of the Code of Ethics
- Note 161 in the GSFA
- ...



C O D E X A L I M E N T A R I U S
International Food Standards

技術的専門的なホット 이슈

- 成長促進物質
- プロセステーズ
- 塩素剤
- 動物飼料
- 遺伝子組換え作物(GMOs)の表示
- 倫理規範の改訂
- GSFAの注釈161
- ...



C O D E X A L I M E N T A R I U S
International Food Standards

Speed of standard development

- The Codex procedure allows to create a standard in one year
- Few standards move slowly but eventually get adopted (e.g. definition for fibre, oranges, risk analysis for governments) 5 - 10 years
- Very few don't move but also no consensus on stopping work > 10 years
- Some are held at step 8 (currently only one)
- Overall speed: 4.2 years for all work 3.5 years for food safety matters



C O D E X A L I M E N T A R I U S
International Food Standards

規格・基準策定のスピード

- コーデックスの手続きでは一年で規格・基準を策定することができる
- 進展の遅い規格・基準もわずかにあるが、最終的には採択される(例: 食物繊維の定義、オレンジに関する規格、政府のリスクアナリシス) 5-10年
- ごくわずかに全く進展のないものもあるが、作業を停止するというコンセンサスもない10年以上
- いくつかの規格・基準はステップ8で留め置かれている(現在は一つのみ)
- 全体的なスピード: 全ての作業について4.2年、食品安全に関わるものについて3.5年



C O D E X A L I M E N T A R I U S
International Food Standards

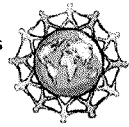
Standards management - improvements

- Joint Evaluation resulting in Critical Review function of CCEXEC
- Executive Committee developed guidance for:
 - Monitoring the standards setting process
 - Application of the Criteria for the Establishment of Work Priorities



C O D E X A L I M E N T A R I U S
F O U N D A T I O N

Finding consensus



- Codex today works mainly by consensus
- Building consensus can take time
- Some votes in the past and recent present have been divisive
- It is the chairpersons responsibility to facilitate consensus and to rule when it has been reached
- Consensus in Codex does not have to be unanimity but there is no definition
- There is a common understanding but some concern that the concept is not applied equally across Committees

C O D E X A L I M E N T A R I U S
F O U N D A T I O N

規格・基準策定作業・運営－改善点

- 執行委員会のクリティカル・レビュー機能に結び付いた共同評価
- 執行委員会は以下のための指針を策定した。
 - 規格・基準設定プロセスの監視
 - 作業の優先順位決定のためのクライテリア適用



C O D E X A L I M E N T A R I U S
F O U N D A T I O N

コンセンサスの模索



- 今日コーデックスは主にコンセンサスに基づいて活動している
- コンセンサスの形成には時間がかかりうる
- 過去のいくつかと最近の投票は対立的であった
- コンセンサスの促進とその判断は議長長の責任である
- コーデックスにおけるコンセンサスは、満場一致である必要はないが定義がなされていない
- 一定の共通認識はあるが、コンセンサスの概念が部会間で同じように適用されていないという懸念も一部にある

C O D E X A L I M E N T A R I U S
F O U N D A T I O N

CAC on consensus

- Brochure for Chairs on how to apply the concept of consensus uniformly
- Use of a facilitator
- Satisfaction survey (including question on chairperson)
- Problematic issues to be brought to the CCEXEC and the informal meeting of chairs for appropriate action
- Convening an informal meeting of chairs
- Explore possibilities for developing a reference document for delegates on consensus building

C O D E X A L I M E N T A R I U S
F O U N D A T I O N

Ownership and Participation

Critical question in the 2002 Codex Evaluation (discussions in several sessions of the Commission on possible solutions)

- Strategies to foster ownership and participation include:
- Best use of written comments
 - Dynamic exchange outside physical meetings
 - Reduce the number of sessions
 - FAO and WHO development capacity activities in developing countries
 - Co-hosting of Codex sessions should be continued
 - Mentoring mechanisms through intra-regional cooperation
 - Timely distribution of documents in the official languages



総会のコンセンサス

- 議長のための、コンセンサスの概念を統一的に適用する方法に関するパンフレット
- ファシリテーターの活用
- 満足度調査(議長に対する疑問を含む)
- 懸案については、適切な行動をとるために執行委員会と非公式議長間会合で議論
- 非公式議長間会合の開催
- 代表団のための、コンセンサス形成に関する参照文書作成の可能性の検討

C O D E X A L I M E N T A R I U S
F O U N D A T I O N

オーナーシップと参加

2002年のコーデックス科協議における重大な課題(総会で何度が可能な解決策について審議)

- オーナーシップと参加を強化する戦略は以下のものを含む。
- 書面によるコメントの活用
 - 物理的会合以外での活発な意見交換
 - 会合数の削減
 - 途上国におけるFAO及びWHOの能力開発活動
 - コーデックス会合の共同開催を継続すべきこと
 - 地域内協力を通じた助言メカニズム
 - 時宜を得た公式文書での文書配布



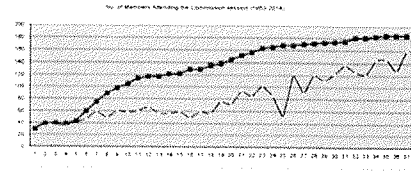
C O D E X A L I M E N T A R I U S
F O U N D A T I O N

Participation how we have grown ...

- 1963 (CAC1): 30 countries and 120 delegates
- 2014 (CAC37): 171 Members, 28 Observers and more than 600 delegates
- Codex Members and Observers (as at October 2014)
 - 186 Members (185 Members countries and 1 Member Organization)
 - 224 Observers (52 IGOs, 157 NGOs, 15 UN)

CODEX ALIMENTARIUS
International Authority for the Study and Establishment of Food Standards

No. of Members Attending the Commission sessions (1963-2014)



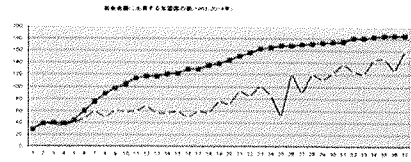
CODEX ALIMENTARIUS
International Authority for the Study and Establishment of Food Standards

参加 どのように発展したか ...

- 1963 (第1回総会): 30の国と120名の代表
- 2014 (第37回総会): 171の加盟国、28のオブザーバー、600名以上の代表
- コーデックスの加盟国とオブザーバー(2014年10月現在)
 - 186の加盟国(185の国と1の機関)
 - 224のオブザーバー(52の政府間機関、157のNGO、15の国連機関)

CODEX ALIMENTARIUS
International Authority for the Study and Establishment of Food Standards

総会会議に出席する加盟国の数 (1963~2014年)



CODEX ALIMENTARIUS
International Authority for the Study and Establishment of Food Standards

Host governments + co-hosting



CODEX ALIMENTARIUS
International Authority for the Study and Establishment of Food Standards



Codex Trust Fund

Some data

- 2003: launched (2004 first year of operation)
- 12 years duration with gradual progression to self-support (end in 2015)
- Entirely donor supported (US\$ 18,770,007 from 15 Member countries and the European Commission as at Dec 2013)
- Total eligible countries: 151 (between 2004-2013); 79 countries eligible for support in 2014 (99 countries graduated to end 2013)
- 1,942 participants from 134 countries to Codex meetings
- 705 participants supported to training courses

CODEX ALIMENTARIUS
International Authority for the Study and Establishment of Food Standards

開催国+共同開催国



CODEX ALIMENTARIUS
International Authority for the Study and Establishment of Food Standards



コーデックス トラストファンド

データ

- 2003年: 設立(2004年運用開始)
- 段階的独立に向けて12年間運用(2015年に終了)
- 全て援助国による支援(2013年12月の時点で15の加盟国とECから1877万7千ドル)
- 全援助受入国 151か国(2004~2013年) 2004年は79か国が援助受け入れ(99か国が2013年末までに卒業)
- 134か国から1942名がコーデックス会議に出席
- 705名の研修会への参加を援助

CODEX ALIMENTARIUS
International Authority for the Study and Establishment of Food Standards

Sustainability of scientific basis of the work of Codex

- To identify priorities at international level
- Definition of possible scope of the work and use to be given to results
- Harmonization of risk assessment methodologies based on the Codex principles for risk analysis
- Availability and quality of data
- Resources



C O D E X A L I M E N T A R I U S
INTERNATIONAL STANDARDS

Private standards

- Concern to many members as compliance/ certification was difficult, especially for developing countries.
- Need to see how private standards relate to Codex standards. Codex standards should be benchmarks for these private standards. International harmonization of food safety provisions should be based on Codex standards.
- Forum to address the legal implications of private standards is the WTO SPS committee.
- Study to analyse the role, cost and benefits of private standards especially with respect to the impact on developing countries

C O D E X A L I M E N T A R I U S
INTERNATIONAL STANDARDS

コーデックス作業の科学的根拠の持続可能性

- 国際レベルでの優先順位決定のため
- 成果における可能な作業範囲と利用に関する定義
- リスクアナリシスのためのコーデックス原則に基づくリスク評価方法の調和
- データの利用可能性と質
- 資金・人材、リソース



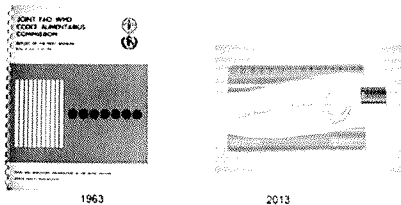
C O D E X A L I M E N T A R I U S
INTERNATIONAL STANDARDS

プライベートスタンダード

- 多くの加盟国、特に途上国にとって、遵守/認証が困難であるという懸念
- プライベートスタンダードがいかにコーデックス規格・基準と関係しているかを調査する必要性。コーデックス規格・基準はこれらのプライベートスタンダードの基準になるべき。食品安全規定に関する国際的な協議はコーデックス規格・基準に基づくべき。
- プライベートスタンダードの法的含意を扱うフォーラムはWTO/SPS委員会。
- 特に途上国への影響という面でのプライベートスタンダードの役割、コスト、便益を分析するための調査。

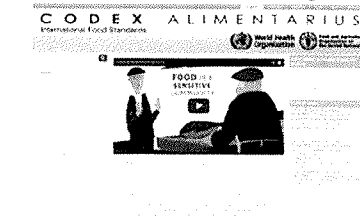
C O D E X A L I M E N T A R I U S
INTERNATIONAL STANDARDS

Advancement in IT technologies...



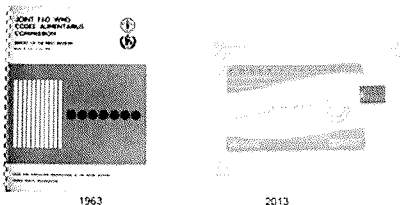
C O D E X A L I M E N T A R I U S
INTERNATIONAL STANDARDS

Advancement in IT technologies...



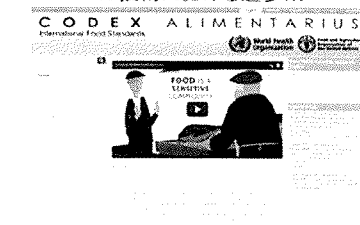
www.codexalimentarius.org
C O D E X A L I M E N T A R I U S
INTERNATIONAL STANDARDS

IT技術における進歩...



C O D E X A L I M E N T A R I U S
INTERNATIONAL STANDARDS

IT技術における進歩...

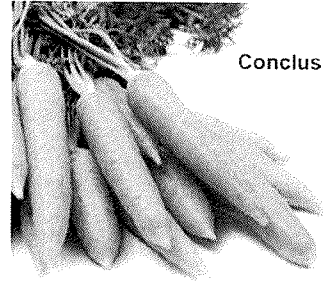


www.codexalimentarius.org
C O D E X A L I M E N T A R I U S
INTERNATIONAL STANDARDS

Implementation of standards and monitoring

- FAO/WHO capacity development programmes
- Acceptance procedure eliminated 2005
- FAO/WHO Coordinating Committees review use/non-use of Codex Standards based on replies from members of the region.

C O D E X A L I M E N T A R I U S
Handbook 2005/2006



Conclusion

C O D E X A L I M E N T A R I U S
Handbook 2005/2006

規格・基準の実施と監視

- FAO/WHOの能力開発プログラム
- 2005年、Acceptance procedureを削除
- 地域調整部会が地域内の加盟国の回答に基づき、コーデックス規格・基準の使用/不使用をレビュー

C O D E X A L I M E N T A R I U S
Handbook 2005/2006



結論

C O D E X A L I M E N T A R I U S
Handbook 2005/2006

Keys to the success of Codex

- Member driven
- Consensus decisions
- Transparency – website – observers
- Flexible procedure allowing all to comment
- Science/ risk based food safety standards



C O D E X A L I M E N T A R I U S
Handbook 2005/2006

Arigato

C O D E X A L I M E N T A R I U S
Handbook 2005/2006

コーデックス成功への鍵

- 加盟国主導
- コンセンサスによる決定
- 透明性 – ウェブサイト – オブザーバー
- 全員がコメントすることのできる柔軟な手続
- 科学/リスクに基づいた食品安全規格・基準



C O D E X A L I M E N T A R I U S
Handbook 2005/2006

ありがとうございます

C O D E X A L I M E N T A R I U S
Handbook 2005/2006

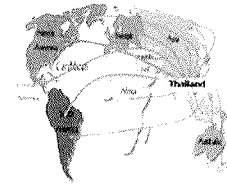
CODEX

Thailand Experience on Codex Standards Setting and Standards Implementation

Mr. Pisan Pongsapitch
Deputy Secretary General
National Bureau of Agricultural Commodity and Food Standards
Ministry of Agriculture and Cooperatives, Thailand

Note: Please do not reuse/quote without author's permission. The views expressed in this presentation are author's own.
Symposium on "International Harmonization of Food Standard", 8th November 2014
Koshida Hall, University of Tokyo, Tokyo, Organized by University of Tokyo

Thailand Is A Kitchen of the World



Thailand produces food for domestic consumption and for international trade.

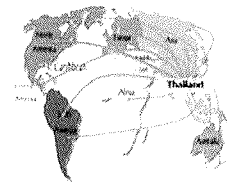
CODEX

タイにおけるコーデックス規格策定及び規格実施の経験

Mr. Pisan Pongsapitch
農業コモディティおよび食品規格基準局執行委員会副長官
農業・協同組合省, タイ

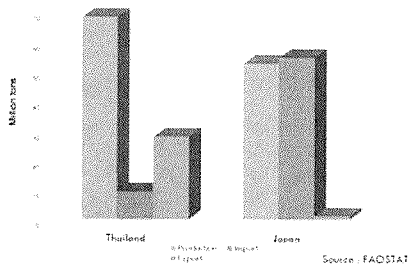
※本資料をご活用・ご引用される場合は、ご本人のご承認を得るようお願い申し上げます。
※また、この資料に添付される資料は弊会が個人のもので、必ず原文をご参照ください。
国際シンポジウム『食品安全規格の国際調和とその課題—コーデックス委員会の役割』2014年11月8日
小栗ホール, 東京大学, 東京, 東京大学主催

タイは世界の台所

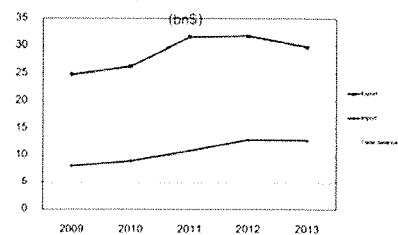


タイは国内消費向け、国際貿易向けの食品を生産している。

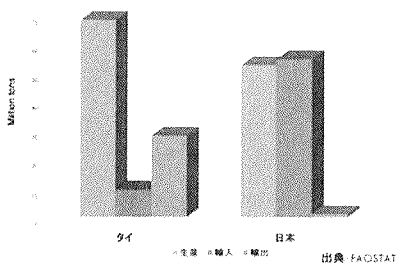
Food Production, Import & Export of Thailand and Japan



Export of Thai agricultural and food commodities



タイと日本の食品の生産、及び輸出入



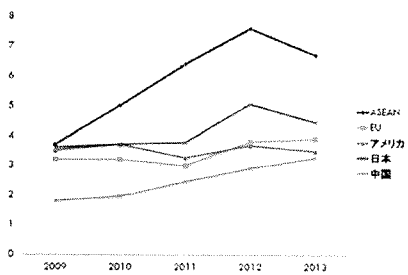
タイの農業及び食品産品の輸出(10億\$)



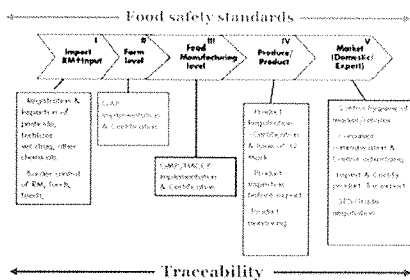
Export of Thai agricultural and food commodities (bn\$)



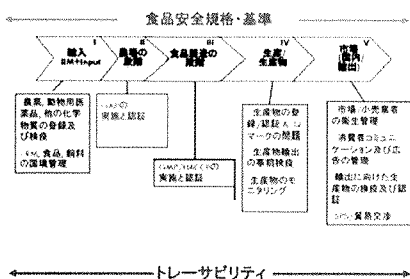
タイの農作物及び食品商品の輸出 (10億\$)



Road Map of Food safety

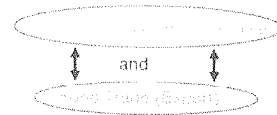


食品安全のロードマップ



Food Control System in Thailand

The Balancing between



* Single policy - Single standard

タイにおける食管理システム

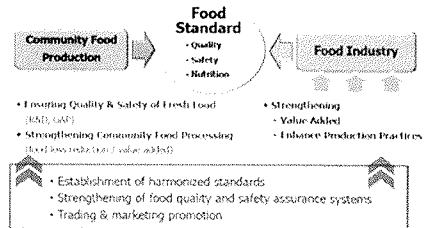
2つの間のバランス



* 1つの政策・方針 - 1つの規格・基準

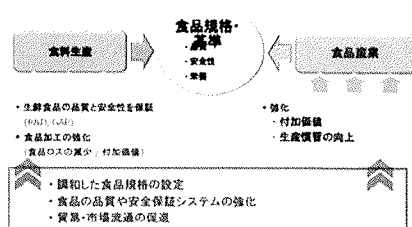
Food Quality and Safety Strategy

Principle: Ensuring high quality and safe food to protect consumer health and to facilitate domestic/international trade

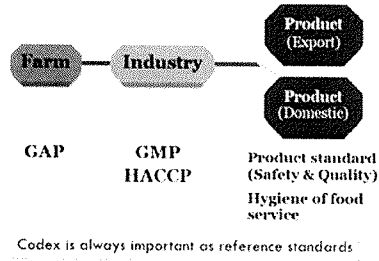


食品の品質と安全の戦略

原則: 消費者の健康を守り、国内/国際の貿易を促進するため、高品質で安全な食品の確保



STANDARDS FOR FOOD CHAIN

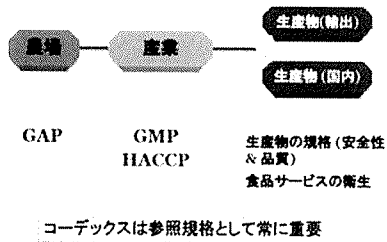


Food Quality and Safety: Key Factors

- National Standard Development
- Standards implementation/enforcement
- Application of risk analysis principles
- Education and communication (governments, academia, industries, farmers, consumers)
- Active participation in Codex and other international meetings

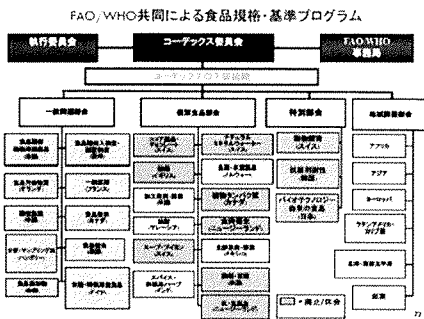
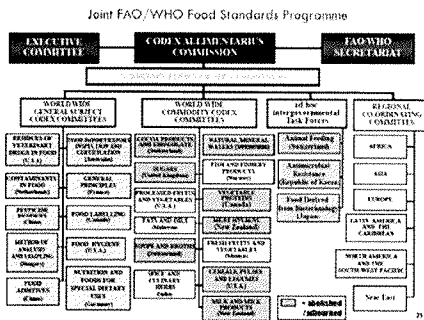


フードチェーンに関する規格・基準

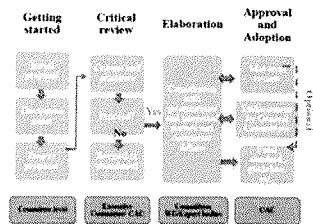


食品の質と安全性: 鍵となる要因

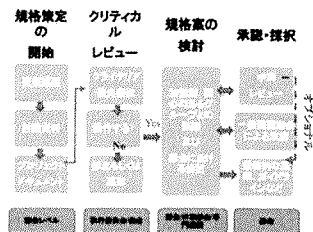
- 国の規格・基準の策定
- 規格・基準の実施/施行
- リスクアナリシス原則の適用
- 教育とコミュニケーション (政府, 学界, 業界, 農家, 消費者)
- コーデックスや, その他の国際会議への積極的な参加



Codex Standard Setting Procedure



コーデックス規格・基準の策定プロセス





Thailand and Codex ACFS

- Codex established since 1963 **CODEX 50**
 - Year 2013 is the Codex Golden Jubilee Year
- Thailand is one of 30 countries that became the member of Codex since the establishment in 1963
- Thailand Codex Contact Point also celebrated Codex Golden Jubilee in Thailand on 28 May 2013

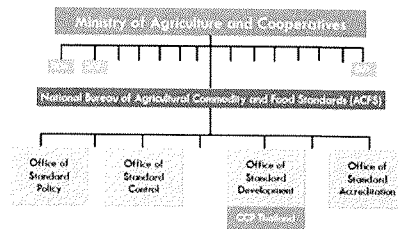


タイとコーデックス委員会 ACFS

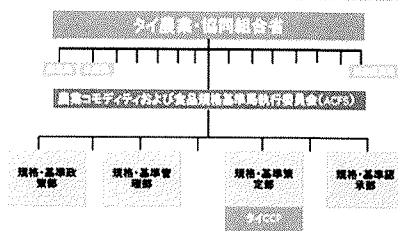
- コーデックス委員会は1963年に設立 **CODEX 50**
 - 2013年にコーデックス委員会は50周年を迎えた
- タイは1963年の設立時にコーデックスに加盟した30か国のひとつ
- 2013年5月28日、タイのコーデックスコンタクトポイントも50周年を記念した



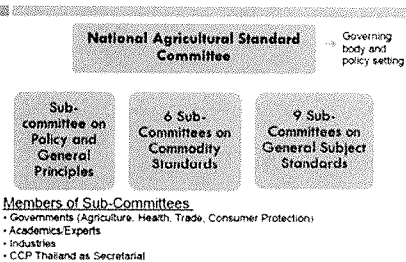
Codex Contact Point of Thailand



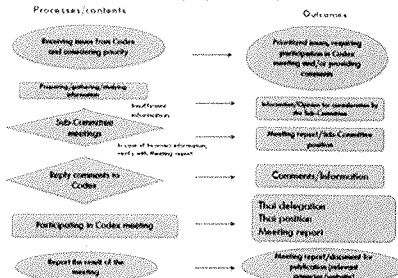
タイのコーデックスコンタクトポイント(CCP)



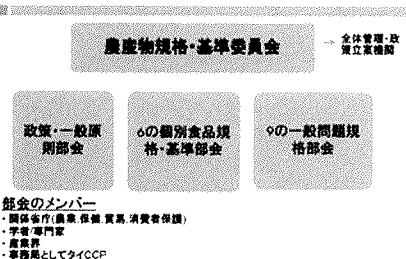
Working Process for Codex Standard Setting of Thai CCP



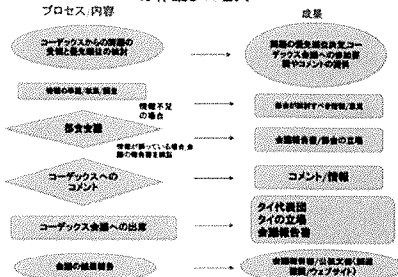
Thailand Working Process for Consideration of Codex Draft Standard



タイCCPのコーデックス規格・基準立案のための作業プロセス

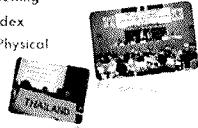


タイにおけるコーデックス規格・基準草案検討のための作業プロセス



Participation in Codex Standard Setting

- Provide written comments
- Participate and provide comments in Commission/Committee/Task Force
- Participate in working group (physical/electronic)
- Prepare discussion paper for setting new standard proposed to Codex
- Host Committee/ Task Force/ Physical working group meetings
- Adopt Codex standards as national standards



コーデックス規格・基準立案への参加

- 書面によるコメントの提供
- 総会、部会、特別部会への参加とコメントの提供
- 作業部会への参加(物理的/電子)
- コーデックスに提案する新規規格・基準立案のための討議文書の作成
- 部会、特別部会、物理的作業部会の会議の開催
- コーデックス規格・基準を国内規格として



Thailand host and co-host several Codex meetings

Host:

- Ad hoc Codex Intergovernmental Task Force on the Processing and Handling of Quick Frozen Foods in 2008
- 4th, 7th, 11th, and 12th CCASIA in 1984, 1990, 1997, 1999

Co-host:

- 34th CCFH in 2001 (with USA)
- 28th CCNSFDU in 2006 (with Germany)
- 20th CCFICS in 2013 (with Australia)
- 18th CCFV in 2014 (with Mexico)
- 19th CCASIA in 2014 (with Japan/in Tokyo)



タイの主催及び共同主催の会合

主催:

- 2008年急速冷凍食品の取り扱い手順に関する特別部会
- 1984年、1990年、1997年、1999年の第4回、第7回、第11回、そして第12回のアジア地域調整部会

共同主催:

- 2001年第34回食品衛生部会(米国と)
- 2006年第28回栄養・特殊用途食品部会(ドイツと)
- 2013年第20回食品輸出入検査・認証制度部会(豪州と)
- 2014年第18回生鮮果実・野菜部会(メキシコと)
- 2014年第19回アジア地域調整部会(日本/タイ)



Draft Codex Standards initiated by Thailand

Fresh Fruits and Vegetables

Standard for Kanihon

Standard for Durian

Processed Fruits and Vegetables

Standard for Pickled Fruits and Vegetables

Standard for Canned Annonas

Asian Regional Standard for Chai-kae

Fish and Fish

Analyse methods of fat in processed fish

Amendment of Standard for Blue Trawls

Food and Feeding Products

Standard for Fish Sauce & Code of Practice for Fish Sauce

Hydrogen Peroxide in Standard for Quick Frozen Fish (with Japan)

Technology Standard

Studies for the establishment of approximately 30 HAC

Co-chair of the CCPR Working Group on Microbes and Specialty Crops



タイ主導によるコーデックス規格・基準草案

生鮮果実・野菜

カンパーチンに関する規格・基準

ドリアンに関する規格・基準

加工果実・野菜

果実や野菜のピクルスに関する規格・基準

クワンソウの乾物に関する規格・基準

チリソースに関するアジアの地域規格・基準

魚類

コナツツムシクイに含まれる脂肪の分析方法

氷凍に関する規格・基準の改訂

急速冷凍食品に関する規格・基準の中のタイピアの草案

医薬品・栄養食品

魚類に関する規格・基準と行動指針

急速冷凍食品に関する規格・基準の中のタイピアの草案

技術規格

約30の最大残留基準値(MRL)設定のための調査

Microbes及びSpecialty Cropsに関する国際標準化委員会(CIPR)の共同議長



Adoption of Codex Standards as National Standards

Thailand has adopted Codex Standards as national standards e.g.

- Codex General Principles of Food Hygiene + Annex on HACCP
- Working Principles for Risk Analysis for Application in the Framework of the Codex Alimentarius
- Principles for the Establishment and Application of Microbiological Criteria for Foods
- Principles for the Risk Analysis of Foods Derived from Modern Biotechnology
- Guideline for the Conduct of Food Safety Assessment of Foods Derived from Recombinant-DNA Plants



コーデックス規格・基準の国内規格・基準としての採用

タイはコーデックス規格・基準を国内規格・基準として採用している例えは、

- コーデックスの食品衛生の一般原則及びその付属文書のHACCPへの追加
- コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスクアナリシスの作業原則
- 食品の微生物規格の設定及び適用のための原則
- モダンバイオテクノロジー応用食品のリスク分析に関する原則
- 組み換えDNA微生物利用食品の安全性評価の実施に関するガイドライン



Adaptation of Codex Standards as National Standards



Thailand has adapted Codex Standards to national standards, such as

- Guidelines for the Production, Processing, Labelling and Marketing of Organically Produced Foods
- Principles for Traceability / Product Tracing as a Tool Within a Food Inspection and Certification System
- Code of Practice for Fish and Fishery Products
- Code of Hygienic Practice for Fresh Fruits and Vegetables



コーデックス規格・基準の国内規格・基準としての適用



タイはコーデックス規格・基準を以下のように国内規格・基準に適用している

- 有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン
- 食品検査・認証制度における道具の一つとしてのトレーサビリティ/プロダクトトレーシングに関する原則
- 魚類・水産製品の実施規範
- 生鮮果実及び野菜への衛生規範



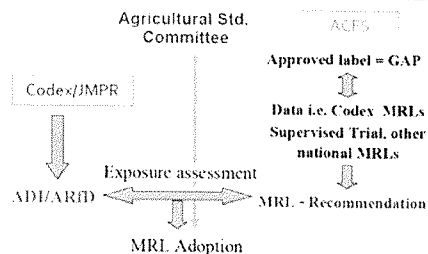
Summary

- Thailand was a member of Codex since establishment in 1963
- Active participation in Codex working processes at global, regional and national is an exceptional learning experience
- Adoption and implementation of Codex standards including the application of risk analysis principles have been beneficial to consumer protection and enhancement of domestic and international food trades

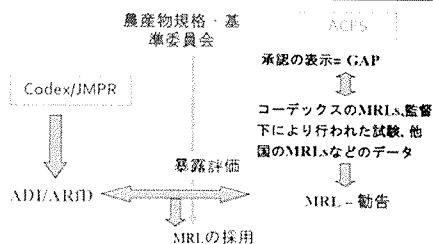
要約

- タイは1963年の設立時からコーデックスのメンバーである
- グローバル、地域そして国内におけるコーデックスの作業過程への積極的な参加は、特別な学習経験である
- リスクアナリシスの適用原則を含むコーデックス規格・基準の採用と実施は、消費者保護や国内外での食品取引の向上に有用である

Establishment of Thai Pesticide MRLs



タイの農薬に関する最大残留基準(MRLs)の設定



Thank you!

Pisan Pongsapitch
www.acfs.go.th
pisan@acfs.go.th



ありがとうございました!

Pisan Pongsapitch
www.acfs.go.th
pisan@acfs.go.th



コーデックス食品添加物部会(CCFA)
の動向

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課
阪本 和広

CCFAへの付託事項

1. 食品添加物の食品中の最大濃度の設定、承認
2. リスク評価の優先リストの作成
3. 食品添加物の機能分類の指定
4. 食品添加物の純度、性状の勧告
5. 食品中の食品添加物の分析法の検討
6. 食品添加物に関連する規格の検討

1964-1987 食品添加物部会
1988-2006 食品添加物汚染物質部会
2007-現在 食品添加物部会(議長国:中国)

Current trends in the Codex Committee
on Food Additives (CCFA)

Kazuhiro Sakamoto
Food Safety and Consumer Policy Division
Food Safety and Consumer Affairs Bureau
Ministry of Agriculture Forestry and Fisheries (MAFF)

Terms of Reference of the CCFA

1. To establish or endorse maximum levels
2. To prepare priority lists for risk assessment
3. To assign functional classes to food additives
4. To recommend specifications of identity and purity
5. To consider methods of analysis for food additives
6. To consider standards or codes for related subjects

1964-1987: Codex Committee on Food Additives
1988-2006: Codex Committee on Food Additives and Contaminants
2007-: Codex Committee on Food Additives (host: China)

CCFAが行った重要な決定・勧告

- 1989年 国際番号システム(INS)*のガイドライン(CAC/GL 36-1989) 毎年内容を更新
- 1995年 食品添加物に関する一般規格(GSFA)(CODEX STAN 192-1995) 毎年内容を更新
- 2005年 コーデックス食品添加物汚染物質部会(CCFAC)が適用するリスクアナリシスの原則
→ コーデックス食品添加物部会(CCFA)が適用するリスクアナリシスの原則(2012年)

* 各国で使用している食品添加物に固有の番号を付け、食品添加物の機能及び技術的目的とともにリスト化したもの。

現在のCCFAの主要議題

- 食品添加物に関する一般規格(GSFA)の食品添加物条項(表)の策定
- 食品添加物の国際番号システム(INS)の修正
- 個別食品規格の食品添加物条項とGSFAの関連する条項の整合性

Achievements on Food Additives

- 1989: Class Names and the International Numbering System for Food Additives (INS)* (CAC/GL 36-1989) - continuously revised
- 1995: General Standard for Food Additives (GSFA) (CODEX STAN 192-1995) - continuously revised
- 2005: Risk analysis principles applied by the Codex Committee on Food Additives and Contaminants → Risk analysis principles applied by the Codex Committee on Food Additives (2012)

* Food additives are listed with their identification number, functional class and technological purpose.

Important Agenda Items of
Recent CCFA

- Establishment of food additive provisions (Schedules) of the General Standard for Food Additives (GSFA)
- Revision of the International Numbering System (INS) for Food Additives
- Alignment of the food additive provisions of commodity standards to the relevant provisions of the GSFA

GSFAを作り始めたきっかけ

- 衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定) で、以下のように言及
 - 食品安全についてはコーデックス規格を国際規格として位置づけ (食品添加物を含む)
 - コーデックス全体として、消費者の健康保護に必要な規格の策定を優先
 - コーデックス規格が科学に基づいた規格である必要
- すでにコーデックスで採択されていた食品添加物使用の原理原則を含める
- 品目横断的な規格の必要性
 - 個別食品規格の食品添加物条項
→ 全ての食品を含む食品添加物の一般規格

食品添加物に関する一般規格 (GSFA)

- 内容:
 - 食品添加物使用の原理原則を含む
 - JECFAが一日摂取許容量 (ADI) を設定した物質のみを対象とする
 - 食品添加物の使用が正当と認められたもののみが規格となる
 - 食品分類ごとに食品中の最大濃度を策定
- 全ての食品が対象 (個別食品規格がある食品だけでなく個別食品規格がない食品も対象)

Trigger for Developing the GSFA

- Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures referred:
 - Codex standards as the international standards for food safety (incl. food additives)
 - Codex standards should focus on provisions that are essential for consumer protection
 - Codex standards should be based on scientific principles
- To include the general principles for the use of food additives already adopted by Codex
- Need for more horizontal approach
 - Food additive provisions of commodity standards
→ General standard on food additives covering all foods

General Standard for Food Additives

- Contains:
 - The general principles for the use of food additives
 - Only those food additives for which Acceptable Daily Intakes (ADIs) have been recommended by JECFA
 - Only technologically justified food additive uses
 - Maximum use levels of food additives established for food categories
- Covers all foods (not only standardized foods but also non-standardized foods)

(参考) コーデックスが認めている食品添加物の機能 (CAC/GL 36-1989)

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| 1. Acidity regulator | 15. Flour treatment agent |
| 2. Anticaking agent | 16. Foaming agent |
| 3. Antifoaming agent | 17. Gelling agent |
| 4. Antioxidant | 18. Glazing agent |
| 5. Bleaching agent | 19. Humectant |
| 6. Bulking agent | 20. Packaging gas |
| 7. Carbonating agent | 21. Preservative |
| 8. Carrier | 22. Propellant |
| 9. Colour | 23. Raising agent |
| 10. Colour retention agent | 24. Sequestrant |
| 11. Emulsifier | 25. Stabilizer |
| 12. Emulsifying salt | 26. Sweetener |
| 13. Firming agent | 27. Thickener |
| 14. Flavour enhancer | |

日本の積極的な参加

- 以前は、より自由に多くの食品添加物を使えるようにすると観点から発言 (データなし)
- 消費者の健康を守ることができる範囲で、使用の技術的正当性、食品中の最大濃度の情報があるものについて、電子作業部会の段階から我が国の使用実態をコメント
- 我が国の使用実態だけでなく、食品添加物の規格策定のルールに照らしてコメント
- 食品添加物の機能を正しくリスト化するためのコメントを提出

(Reference) Food additive functions in Codex (CAC/GL 36-1989)

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| 1. Acidity regulator | 15. Flour treatment agent |
| 2. Anticaking agent | 16. Foaming agent |
| 3. Antifoaming agent | 17. Gelling agent |
| 4. Antioxidant | 18. Glazing agent |
| 5. Bleaching agent | 19. Humectant |
| 6. Bulking agent | 20. Packaging gas |
| 7. Carbonating agent | 21. Preservative |
| 8. Carrier | 22. Propellant |
| 9. Colour | 23. Raising agent |
| 10. Colour retention agent | 24. Sequestrant |
| 11. Emulsifier | 25. Stabilizer |
| 12. Emulsifying salt | 26. Sweetener |
| 13. Firming agent | 27. Thickener |
| 14. Flavour enhancer | |

Active Participation of Japan

- Previously, the Japanese Delegation requested use of many food additives without limitation, but did not show data
- Submission of comments on technological justification and maximum use levels to electronic working group if the food additive in question presents no appreciable health risk to consumers
- Submission of comments on the use of food additives in Japan consistent with the rule of procedure for establishing food additive provisions
- Submission of comments for correctly listing the function of food additives

GSFAの策定に参画するメリット

- GSFAの最新の状況を知っておくことで、海外でどのような食品添加物の使用が認められているか状況を把握しやすくなる
 - 我が国の使用実態がGSFAに反映されると、諸外国の食品添加物の規格が日本の規格と一致する可能性が高い
- ↓
- 食品を輸出するために、食品関連事業者が、これまでの製法を変える必要がない

さらに詳しく知りたい方へ

- 第46回CCFAレポート:
http://www.codexalimentarius.org/input/download/report/903/REP14_FAe.pdf (コーデックス委員会HP)
- 最新のGSFA:
http://www.codexalimentarius.net/gsfaonline/docs/CXS_192e.pdf (コーデックス委員会HP)
- GSFA online (規格の検索が可能):
<http://www.codexalimentarius.net/gsfaonline/additives/search.html> (コーデックス委員会HP)
- GSFA説明資料:
<http://www.maff.go.jp/shokusan/seizo/pdf/codex-setsume.pdf> (農林水産省HP)

Advantage of participating in the establishment of GSFA

- It will be easier for us to understand food additive provisions/standards in other countries/regions if we comprehend the content of the latest GSFA
 - Food additives provisions/standards in other countries/regions may become consistent with those in Japan, if the use of food additives in Japan is reflected in the GSFA
- ↓
- There is no need for Japanese manufacturers to change manufacturing procedure of foods for export

For further information

- Report of the 46th session of the CCFA :
http://www.codexalimentarius.org/input/download/report/903/REP14_FAe.pdf (Codex Alimentarius website)
- The latest version of the GSFA:
http://www.codexalimentarius.net/gsfaonline/docs/CXS_192e.pdf (Codex Alimentarius website)
- GSFA online (Provisions are searchable by food additive):
<http://www.codexalimentarius.net/gsfaonline/additives/search.html> (Codex Alimentarius website)
- Explanatory material for GSFA (Japanese):
<http://www.maff.go.jp/shokusan/seizo/pdf/codex-setsume.pdf> (The MAFF website)

謝辞

CCFAの準備及び資料の作成に当たり、多くの貴重かつ包括的な意見をいただきました山田友紀子農林水産省顧問に感謝いたします。

ご静聴ありがとうございました。

Acknowledgement

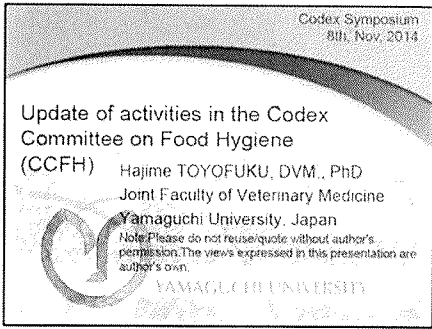
I would like to express my sincere appreciation to Dr. Yukiko Yamada (Advisor to MAFF) who have given me valuable and comprehensive advice during the preparation for CCFA sessions and for improving my presentation.

Thank you for your attention!



自己紹介

- 1980年4月 厚生省入省
- 1997年10月 CCFH初参加(生活衛生局乳肉衛生課輸出食品査察官)
- 1999年10月 WHO Food Safety Departmentに出向、JEMRA secretariat
- 2004年10月 婦国、国立医薬品食品衛生研究所安全情報部
- 2008年4月 国立保健医療科学院研修企画部室長
- 2013年4月 山口大学共同獣医学部教授
- JEMRA専門家 (*E. sakazakii* in PIF, *Vibrio*, MC)
- 病原性ビブリオのコントロールのCCFH物理的作業部会、微生物規格の見直しpWGの共同議長、畜生虫の管理の共同議長、ヒスタミンの見直しのeWG共同議長



Introduction

- Apr. 1985. Joined the MHW
- Oct. 1997. First CCFH meeting (as the Export Seafood auditor in the Veterinary Sanitation Division)
- Oct. 1999. Secondment to the WHO Food Safety Department, JEMRA secretariat
- Oct. 2004. Back to Japan, Senior researcher in the Department of Safety Information on Food & Drug
- April 2008. Transferred to National Institute of Public Health, MHLW
- April 2013. Professor, Joint Faculty of Veterinary Medicine.
- JEMRA expert (*E. sakazakii* in PIF, *Vibrio*, MC)
- CCFH pWG on Control of pathogenic *Vibrio* spp. WG co-chair for the revision of Microbiological criteria in food, co-chair of pWG and EWG for Control of parasites, co-chair of pWG and EWG for the Control of Histamine (CCFFP)

CCFHへの付託事項

(a) すべての食品に適用される食品衛生の基本的事項の原案を作成する*

(b) 個別食品部会が作成した、Codexの個別食品規格に含まれる“衛生”のセクションの内容を検討し、必要なら修正し、かつ承認する

(c) 個別食品部会が作成した、Codexの個別食品の実施規範中の衛生に関する内容を検討し、必要なら修正し、かつ承認する

(d) 個別食品部会の委託事項であらうと、なからうと、特定の食品または食品群に適用される衛生事項の原案を作成する

(e) 総会から指定された特定の衛生問題を検討する

(f) 国際レベルで微生物リスク評価が必要なエリアを示唆し、優先順位をつける、またリスク評価者が取り組む質問を作成する

(g) FAO/WHOのリスク評価に関連して、食品衛生に関連した(放射線照射を含む)、微生物リスク管理に関する事項を検討する

* “衛生”という言葉は必要ならば、食品の微生物規格及び関連する検査法を含む (議長国: 米国)

CCFHが行った重要な決定・勧告

- 食品衛生の一般原則及びHACCP付属文書
- 食品に関する微生物リスク管理の規格の設定と適用に関する原則とガイドライン
- 食品安全防止措置のValidationに関するガイドライン
- 野菜果実の衛生実施規範
- 卵の衛生実施規範
- 食肉の衛生規範
- 食品衛生の一般原則を調理済食品中の *Listeria monocytogenes* のコントロールに適用するためのガイドライン
- 食品衛生の一般原則を水産食品中の病原性ビブリオ属のコントロールに適用するためのガイドライン
- 食品衛生の一般原則を食品中のウイルスのコントロールに適用するためのガイドライン
- フロイラーのカンピロバクター及びサルモネラをコントロールするためのガイドライン

Terms of Reference of the CCFH

(a) to draft basic provisions on food hygiene applicable to all food*.

(b) to consider, amend if necessary and endorse provisions on hygiene prepared by Codex commodity committees, and contained in Codex commodity standards, and

(c) to consider, amend if necessary, and endorse provisions on hygiene prepared by Codex commodity committees and contained in Codex codes of practice unless, in specific cases, the Commission has decided otherwise, or

(d) to draft provisions on hygiene applicable to specific food items or food groups, whether coming within the terms of reference of a Codex commodity committee or not.

(e) to consider specific hygiene problems assigned to it by the Commission.

(f) to suggest and prioritize areas where there is a need for microbiological risk assessment at the international level and to develop questions to be addressed by the risk assessors.

(g) to consider microbiological risk management matters in relation to food hygiene, including food irradiation, and in relation to the risk assessment of FAO and WHO

*The term “hygiene” includes, where necessary, microbiological specifications for food and associated methodology.

Achievements on CCFH

- International standards of codes of practice – General principles of food hygiene (CAC/RCP 1:1969)
- Principles and Guidelines for the establishment and application of microbiological criteria related to foods (CAC/GL 21 – 1999)
- Guidelines for the validation of food safety control measures (CAC/GL 69 – 2008)
- Principles and Guidelines for the conduct of microbiological risk assessment (CAC/GL 53:1999)
- Principles and Guidelines for the conduct of microbiological risk management (CAC/GL 63:2007)
- Code of hygienic practice for fresh fruits and vegetables (CAC/RCP 53:2003)
- Code of hygienic practice for milk and milk products (CAC/RCP 57:2004)
- Code of hygienic practice for Meat (CAC/RCP 56:2005)
- Code of Hygienic Practice for Eggs and Egg Products (CAC/RCP 15:1976, rev2007)
- Guidelines on the application of general principles of food hygiene to the control of *Listeria monocytogenes* in food (CAC/GL 64:2008)
- Guidelines on the application of general principles of food hygiene to the control of pathogenic *Vibrio* spp. in seafood (CAC/GL 61:2007)
- Guidelines on the application of general principles of food hygiene to the control of viruses in food (CAC/GL 79:2012)
- Guidelines for the control of *Campylobacter* and *Salmonella* in livestock meat (CAC/GL 78:2011)

再来週の第36回CCFHの主要議題

- 水分含量が低い食品(Low Moisture Food,LMF)の衛生実施規範
- 牛肉と豚肉の *Salmonella* をコントロールするガイドライン
- 寄生虫のコントロールに食品衛生の一般原則を適用するためのガイドライン
- 新規作業候補: 食品衛生の一般原則及び HACCP付属文書の見直し

水分含量が低い食品(LMF)の衛生実施規範の背景と目的

- 水分含量が低い食品は水分活性 (aw) が0.85未満で、この条件では食中毒をおこす病原体(例えばサルモネラ)は食品中で増殖できない。
- 増殖できないけれど、菌は長い間生きていて、サルモネラ属の感染ドーズは極めて低いと考えられている。なぜなら、1人が原因と考えられる食品の1食あたりの食品から非常に少ない量の菌が分離されているので。
- さらに、食品の組成(特に高脂肪含量)が胃酸からサルモネラ属菌を守ることを考えられ、低い菌数を摂取することによる感染の確率を増している可能性がある。
- サルモネラ属菌のような病原体をLMF製造現場でコントロールすることは難しい。なぜなら、サルモネラ属菌は乾燥状態で、LMF製造中で長時間生存することができるからである。水分活性が低い食品組成中では微生物はより耐熱性になる。
- 本規範は LMFの製造のすべての段階において、微生物ハザード(特にサルモネラ属菌)に注意を払いコントロールすることを支援する優良製造規範(GMPs)及び優良衛生規範(GHPs)である。

Important Agenda Items at the coming 36th session of CCFH

- Proposed Draft Code of Practice for Low-Moisture Foods
- Proposed Draft Guidelines for the Control of Nontyphoidal *Salmonella* spp. in Beef and Pork Meat
- Proposed Draft Guidelines on the Application of General Principles of Food Hygiene to the Control of Foodborne Parasites
- Potential network: Revision of the General Principles of Food Hygiene (CAC/RCP 1-1969) and its HACCP Annex

Background and purpose of LMF CoHP

- The water activity (aw) of low-moisture foods is often well below 0.85 and foodborne pathogens such as *Salmonella* cannot multiply under these conditions.
- Even though pathogen growth is prevented in these products, the cells can remain viable for extended periods of time. For *Salmonella* spp., the infectious dose is thought to be very low, as demonstrated by the small numbers of cells per serving recovered from low-moisture foods implicated in outbreaks.
- Furthermore, there is evidence that the composition of a food (especially, high fat content) may protect *Salmonella* against the acidic conditions of the stomach, potentially increasing the likelihood of illness from consuming low numbers of the organism.
- Pathogens such as *Salmonella* can be difficult to control in a low-moisture food operation environment, because they can persist for prolonged periods of time in the dry state and in low-moisture products. Microorganisms are more heat tolerant in food matrices at reduced water activity.
- This Code addresses Good Manufacturing Practices (GMPs) and Good Hygienic Practices (GHPs) that will help control microbial hazards (special attention to *Salmonella* spp.) associated with all stages of the manufacturing of low-moisture foods.

牛肉および豚肉における非チフス性サルモネラ属菌のコントロールのためのガイドラインの背景と目的

- Purpose: 食品由来疾患を防ぐとともに、国際貿易における公正な貿易を確保する目的で、政府と業界に別々、牛肉および豚肉における非チフス性サルモネラ属菌のコントロールに関する情報を提供。ガイドラインは国のリスク管理の枠組みに沿って、牛肉及び豚肉中のサルモネラ属菌をコントロールするためのGHPベース及びハザードベースのアプローチをロバストに適用するための科学的に健全な国際的なツールを提供。
- リスク管理のフレームワーク(RMF)を適用
- ガイドラインは一次生産から消費までのフローチャート/ダイアグラムのフォーマットを用いて、各段階で適用でき、かつ科学的に有効性が確認されている指書が紹介されている。
- 第一または複数のステップで適用できる予防措置の様式は次の2つのカテゴリがある。
 - Good hygienic practice (GHP) – based
 - Hazard based
- 選択する防止措置は国及び生産システムによって異なる。

食品媒介性寄生虫をコントロールするために食品衛生の一般原則に適用するガイドライン

- 公衆衛生上のリスクをもたらす食品媒介性寄生虫の存在を予防、不活化または最小にするためのガイドラインを提供
- 一次生産から消費までの、すべての食品が対象
- GPFHのフォーマットを使用
- Section 3 (一次生産) は5つのカテゴリに分かれる。i) 食肉、ii) 乳及び乳製品、iii) 魚及びその加工品、iv) 生鮮野菜果実、及びv) 水

Background and purpose of RM document on *Salmonella* in pork and beef

- Purpose: to provide information to governments and industry on the control of nontyphoidal *Salmonella* in beef and pork meat that will reduce foodborne disease whilst ensuring fair practices in the international food trade. The Guidelines provide a scientifically sound international tool for robust application of GHP- and hazard-based approaches for control of *Salmonella* in beef and pork meat according to national risk management decisions.
- Apply a risk management framework (RMF) approach
- The Guidelines are presented in a flow diagram format so as to enhance practical application of a primary production-to-consumption approach to food safety.
- Potential control measures for application at single or multiple steps of the food chain are presented in the following categories.
 - Good hygienic practice (GHP) – based
 - Hazard based
- The control measures that are selected can vary between countries and production systems.

DRAFT GUIDELINES ON THE APPLICATION OF GENERAL PRINCIPLES OF FOOD HYGIENE TO THE CONTROL OF FOODBORNE PARASITES

- to provide guidance on preventing, inactivating, or minimizing the presence of foodborne parasites that present a public health risk
- applicable to all foods from primary production through consumption, for the control of foodborne parasites.
- GPFH format
- The Section 3 (Primary Production) is subdivided into four food categories, i) Meat, ii) Milk and milk products, iii) Fish and fishery products, iv) Fresh fruits and vegetables, and v) Water..

日本の積極的な参加

- 2004年までは、限定された貢献

↓

- Vibrioは日本のデータ、知見が豊富。起草から仕上げまで担当(4年で本体と付属文書を仕上げた)

↓

- MCの原則の見直しのCo-chiar(結果オーライ)。でも、アメリカには実績を認められ、寄生虫を引き受ける

↓

- 寄生虫を仕上げ、早く牛のVTECコントロールを始めたい

CCFHに積極的に参画するメリット

- 最新の科学的知見が早く入手できる。
- 日本のリスク管理措置が反映されることもできる。
- 海外でどのようなリスク管理措置を講じているのか状況を把握しやすくなり、日本に適用できるものを探しやすくなる
- 先進国の務め
- 日本の発言が通りやすくなる。特にいざと言うときに

Active Participation of Japan

- Before 2004, limited contribution from the Japanese Delegation.

↓

- Japan led the pWG for Vibrio document, because we have enough data, experiences and information to control Vibrio spp.

↓

- Japan co-chaired the pWG of the revision of MC document and finalized the revision with support from many member countries, and gradually got confidence from many countries, including US.

↓

- Now Japan co-chairs pWG for drafting Parasite control document. Hope we can finalize it soon, so that we can start a new work on the control of VTEC in beef.

Advantage of active participation in the CCFH

- Obtain the latest scientific information
- Control measure in Japan may be included in the Codex documents.
- It will be easy for us to understand control measures implemented in other countries/regions, and help us to identify appropriate control measure(s) which we can introduce in Japan.
- Obligation as a developed country
- A probability of acceptance of Japanese interventions may be increased



ご清聴ありがとうございました。
Thank you for your attention.

Email: toyofuku@yamaguchi-u.ac.jp

コーデックス評価書を受けてコーデックスでとられた対応（第 26 回総会の勧告とその後のまとめ）

浅田玲加、岩崎舞、鬼頭未沙子、松尾真紀子

コーデックスでは、2002 年に、第三者による外部評価を実施した。その報告書（「コーデックス評価書」¹⁾）では 42 の勧告が提示された。2002 年第 25 回及び 2003 年の第 26 回総会ではそれを踏まえた議論が行われた。その結果、第 26 回総会で、ALINORM (26) 03/26/11:Add. 1 から Add. 5 までの 38 の提案がまとめられた。

その内容は、現在コーデックスで検討事項として議論が始まった、コーデックス作業管理が過去のコーデックス評価書を踏まえるとしているので、基礎的背景として重要である。特に、過去にすでにどのような提案があったのか、その提案に対して各国の支持はどの程度であったのか、といったことを把握する上で重要である。本添付資料では、第 26 回総会の上記会議資料の整理をするとともに、その後の議論と展開（2005 年までの総会と執行委員会）について議事録をもとにまとめたものである。その後 2005 年に実施状況等に基づき提案が 20 個に組みなおされたので、今後の課題としてその提案と実施状況についても整理の必要がある。

コーデックス事務局の報告書は、以下の 5 つのテーマとそれに基づく提案で整理されている。ALINORM (26) 03/26/11:Add. 1 から Add. 5 の概要と提案ごとに議事録を整理し、その後の展開を議事録に基づいてまとめた。

- 1．地域調整部会を含むコーデックス部会と特別部会の構造とマンデートに関するレビュー
- 2．執行委員会の機能のレビュー
- 3．規格策定管理のプロセスの改善
- 4．手続規則のレビューや他の手続問題
- 5．その他の勧告の実施（FAO/WHO の活動分野）

CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION ALINORM (26) 03/26/11:Add. 1

1．地域調整部会を含むコーデックス部会と特別部会の構造とマンデートに関するレビュー

CAC(26) ALINORM 03/26/11: Add.1

背景・現状

- ・ 評価報告書は、一般問題部会と個別食品部会の作業のあり方のレビューをなるべく

¹ Report of the EVALUATION OF THE CODEX ALIMENTARIUS AND OTHER FAO AND WHO FOOD STANDARDS

WORK <http://www.fao.org/docrep/meeting/005/y7871e/y7871e00.htm>

早く行うこと(勧告 16)、今後2年以内に地域調整部会のマンデートと作業についてのレビューを行うこと(勧告 17)を勧告した。(para. 1)

- ・ 全ての加盟国がコーデックス部会・特別部会の構造をレビューすることには賛成で一致しているものの、提案の詳細(特に全ての個別食品についての作業を時限的な特別部会で行うという提案)に対しては意見が異なった。(para. 2) **過**

剰な部会と会議

- ・ 1997年、FAO理事会による見直しの結果いくつかの個別食品部会が廃止された。1999年、総会は、時限的な特別部会の利用に重点を置いた新たなクライテリアを採択。この際3つの特別部会が設置されたが、既存の個別食品部会が廃止されなかったため、1991~2001年、2001~2003年の期間に開かれた会議の数は激増。報告書は、電子的作業部会やファシリテーターを通じた会期間の作業の活用を模索するよう強く勧告。(para. 3,4)
- ・ 事務局は、全体的な会議数の削減(会議の短縮と集中化)を行うべきと勧告している。(para. 5)

不明確な責任

- ・ 評価報告書は、水平的部会と垂直的部会の間での明確な責任分担の必要性を指摘。(para. 6)

構造のレビュー

- ・ 構造のレビューにあたってコーデックスのマンデートと第24回総会で採択された戦略枠組み(the Strategic Framework)を考慮すべきとした(para. 8)。一般問題部会の作業の引き受けや特別議題では時限的な特別部会の利用は緊急事項に柔軟に対応するため不可欠であるが設置にあたっては全加盟国の参加能力を考慮すべき。(para. 9)
- ・ 個別食品部会のレビューについては、例えば、規則 1. (b)のもとで全加盟国やオブザーバー等が開かれた一つの恒久的な「食品規格部会(“Commodity Standards Committee”)」を置き、個別食品部会は廃止するという選択肢がありうる。これの代替案としては、個々の規格策定から、行動基準・ガイドライン策定を中心とする専門個別食品部会(specialist commodity committees)を維持しながら、既存の個別食品部会を段階的に削減していくという選択肢がある。最善策は、これらの選択肢を組み合わせることであろう。(para. 10)

部会間の関係性に関するレビュー

- ・ 総会はその一般規格と基準(General Standards and Codes)を他の規格策定作業のテンプレートとすべきか否かを決定すべき。(para. 11)

地域調整部会

- ・ 評価報告書は、地域調整部会の役割を見直すにあたり以下の点を考慮に入れるべきであると勧告(para. 115)。(para. 12)
 - ・ 既存の地域調整部会全てを正当化し続けられるか

- ・目的とマンデートの明確化（先進国と途上国とで統一する必要はない）
- ・経済的・地理的集合体を中心とした、地域内の柔軟な（アドホック）小地域組織の設置
- ・地域代表と地域調整国の役割の併合
- ・発展途上地域では、能力開発のために体系的な議論を行い、貿易と国内生産者保護の両方に関係する問題についてのセミナーやブリーフィングを会議とさらに連携させるべきであること

提案5

コーデックス部会と特別部会のマンデートに関するレビュー

CAC(26) ALINORM 03/26/11: Add.1

事務局に対して、評価報告書の勧告や上記の議論に基づき詳細なレビューを行う小規模なコンサルタントチームの起用を指示。以下の点を集中的に扱うべきとした。(para.13)

- ・柔軟かつ時宜を得て加盟国のニーズに応えるにあたっての、現在の一般問題部会/個別食品部会の妥当性
- ・重複分野や担当範囲が不十分な分野
- ・個別食品部会と一般問題部会（特別部会）の関係性

また、総会に対する報告は、全加盟国の規格策定プロセスへの参加能力を考慮し、援助組織とその作業プログラムを集中的に扱うべきである。(para.14)

第30回総会において検討されるとされた(CAC(29) ALINORM 06/29/9C Part 参照)。

提案4, 5に対する加盟国の反応

CAC(26) ALINORM 03/41

総会は、会議の回数削減、短縮、集中化を目的として全ての部会と特別部会のレビューをまとめて行うことを決定。総会は、レビューを委託するコンサルタントの選定に関する執行委員会勧告(EXEC(52)ALINORM 03/4, para.23)を承認し、そのプロセスにおける透明性の重要性を強調した。(para.154)

提案5に対する加盟国の反応

CAC(27) ALINORM 04/27/10C

第53回執行委員会は、レビューのためのTORを承認。(para.4)

(a)コーデックス会議の回数削減・短縮・集中化のため、レビューは以下のことに注意すべきである。

- ・柔軟かつ時宜を得て加盟国のニーズに応えるにあたっての、現在の一般問題部会/個別食品部会の構造の妥当性
- ・処理されなかったニーズや将来的に生じうる新たな問題を考慮した際の、重複分野や担当範囲が不十分な分野

	<p>・全ての部会や特別部会間の関係、特に個別食品部会と一般問題部会（特別部会）との関係</p> <p>(b)以上の点とコーデックス議長からのインプットを詳細に調査したうえで、評価報告書やコーデックス部会その他 FAO・WHO の食品規格策定作業を十分に考慮して、勧告を形成するべきである。これらは合理化のための既存部会マンドートの変更や、部会間での任務や責任の再分配、部会の統廃合という提案を含みうる。</p> <p>更に総会は、TOR に下記(c)4 を追加して承認するか検討するよう求めた。(para.5)</p> <p>(c)総会に対する勧告は、特に総会年次会合の開催やコーデックスへの積極的な参加のための FAO/WHO 信託基金の運営という観点から、各部会の構造とその作業プログラムの持続可能性を含め、全加盟国が規格策定プロセスに参加できる能力をも考慮に入れるべきである。</p> <p>コーデックス部会と特別部会のマンドートのレビュー EXEC(54) ALINORM 04/27/4; 参考 CAC(27) ALINORM 04/27/10C</p> <p>執行委員会は、TOR の(b)に関して、コーデックス議長のみならず部会・特別部会の開催国からもインプットを受け入れるべきであるとし、総会に対して TOR を承認するよう勧告することに合意。(para.50-52)</p> <p>CAC(27) ALINORM 04/27/41</p> <p>総会は、上記 EXEC(54) ALINORM 04/27/4 の para.50-52 の内容を反映したレビューの TOR を採択(para.132)。総会は、全加盟国に回覧状を送付し、部会と特別部会のマンドートのレビューについての見解を求めることに合意した。(para.134)</p>
<p>提案6</p>	<p>地域調整部会に関するレビュー</p> <p>CAC(26) ALINORM 03/26/11: Add.1</p> <p>総会は、事務局に対して、地域調整部会のレビューに関する報告と提案を行うよう指示。地域調整部会はこれらの提案を議論し、提案を行うべき。(para.15)</p> <p>CCGP において継続中の議論を除き、実施された(CAC(28) ALINORM 05/28/41 paras 128-135)。</p> <p>提案6に対する加盟国の反応</p> <p>EXEC(53) ALINORM 04/27/3; CX/EXEC 04/53/2, Part1</p> <p>執行委員会は、CX/EXEC 04/53/2 para.6(a)に示されたレビューの TOR を承認した(para.10)</p> <p>CAC(27) ALINORM 04/27/10C (コーデックス部会と特別部会のマンドートの</p>

レビュー)

第 26 回総会の決定に従い、事務局は地域調整部会のレビューに関し以下の提案を総会に提出。(para.9)

- ・ コーデックス委員会の目的を促進するうえでの地域調整部会の役割
- ・ 現在の地理的範囲を含む、地域調整部会への参加資格
- ・ 地域規格策定との関連を含む、手続マニュアルで定められた地域調整部会の TOR
- ・ 加盟国の参加歴、開催地、開催間隔（現在は 2 年ごと）の点から見た地域調整部会の有効性
- ・ 特に執行委員会の枠組みの中での、地域調整部の地域調整部会の職権上の議長としての役割と地理的基準で選出された執行委員会メンバーの役割

CAC(27) ALINORM 04/27/41

総会は、上記の事務局提案(CAC(27) ALINORM 04/27/10 para.9)に合意した。(para.135,136)

コーデックス委員会の目的を促進するうえでの地域調整部会の役割

EXEC(56) ALINORM 05/28/3A

執行委員会は、総会に対して、コーデックス委員会の目的を促進するにあたって地域調整部会が果たす重要な役割に重ねて言明し、地域調整部会の作業への加盟国のより積極的かつ効果的な参加を促進させるよう勧告した。(para.43)

CAC(28) ALINORM 05/28/9C Part

全地域調整部会が、国や地域レベルでのキャパシティビルディングを促進し地域的な調整と対話を容易にするという、地域調整部会の役割の重要性に同意。(para.9)

ただし、事務局は、直近の地域調整部会で、特定の規格策定問題を議論することが提案されたということについて原則として一般問題部会や個別食品部会、総会で扱われるべきで、地域調整部会に明確なマンデートは与えられていないことを指摘。必ずしも一般原則部会や総会におけるコンセンサス構築を促進させるとは限らないとした。(para.10)

CAC(28) ALINORM 05/28/41

総会は、前述(EXEC(56) ALINORM 05/28/3A para.43)の執行委員会勧告に従った合意を行った。(para.129)

現在の地理的範囲を含む、地域調整部会への参加資格

CAC(28) ALINORM 05/28/9C Part

全ての地域調整部会がその地理的範囲に概ね満足している。地域調整部会の参

加資格は各加盟国の決定事項である。現段階では新たな地域調整部会創設の要求はない。(para.12)

CAC(28) ALINORM 05/28/41

総会は、この問題についてこれ以上の措置をとる必要はないと合意。(para.132)

地域規格策定との関連を含む、手続マニュアルで定められた地域調整部会のTOR

EXEC(56) ALINORM 05/28/3A

執行委員会は、ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会(CCLAC)が「戦略的問題に関する地域的立場の採択 “ the adoption of regional positions on strategic subjects ” 」をマンドートに含めるという修正を提案したことに対して、一つの地域調整部会のTORだけ修正することは可能なのかという問題について議論。執行委員会は、これらの問題は総会でのさらなる検討が必要とした。(para.44)

CAC(28) ALINORM 05/28/9C Part

CCLACの、「戦略的問題に関する地域的立場の採択」促進をTORに追加する件について、一貫性のために全地域調整部会のTORに導入すべきかについて、また修正の必要性や含意について検討するよう CCGP に要求することが求められる。(para.13-14)

CAC(28) ALINORM 05/28/41

総会は、CCLACの修正案と他の地域調整部会へのその拡張の可能性について、さらなる検討を一般原則部会にゆだねることに合意した。(para.130)

地域調整国の地域調整部会の職権上の議長としての役割と地理的基準で選出された執行委員会メンバーの役割

EXEC(56) ALINORM 05/28/3A

執行委員会は、これまで地域調整国と地理的基準で選出されたメンバー（地域代表）の役割を明確にする必要性が度々論じられてきたにもかかわらず、何も進展していないとした。執行委員会は一般原則部会に対して、この問題を検討し第29回総会までに提案を策定するよう勧告した。(para.48)

CAC(28) ALINORM 05/28/9C Part

地理的基準で選出された執行委員会メンバーの役割、地域調整国の役割を明確にする必要があるとした。しかし、どの地域調整部会も、これらの役割をいかに区別または統合するかについて確固たる見解を示さなかった。(para.21)

CAC(28) ALINORM 05/28/41

総会は、特に地域調整国の執行委員会メンバーとしての新たな地位から考えて、地域調整国と地理的基準で選出された地域代表それぞれの役割を明確化する必要性を認識。一般原則部会に対して、第29回総会までに提案を策定するよう勧告した。(para.134)

その他の問題

CAC(28) ALINORM 05/28/9C Part

いくつかの地域調整部会は、途上国や経済の過渡期にある国がコーデックスの作業により積極的に参加できるような、国家レベルでのキャパシティビルディングの重要性を強調した。FAOやWHOによる技術的援助の役割も強調された。(para.23)

CAC(31) ALINORM 08/31/REP

事務局は、第29回総会においてCAC(29) ALINORM 06/29/9B Part -Add.1の部会や特別部会の構造やマンデートに関する数多くの提案が検討され、第30回総会では提案1, 2, 3, 4, 8について結論に到達し、提案5, 6, 7, 9, 10, 11を第60回執行委員会にゆだねたことを想起した。(para.148)

<関連する議事録>

ALINORM 03/26/11: Add. 1

<ftp://ftp.fao.org/codex/meetings/CAC/CAC26/al2611ae.pdf>

ALINORM 03/41

http://www.codexalimentarius.org/download/report/601/al03_41e.pdf

ALINORM 04/27/3

http://www.codexalimentarius.org/download/report/611/al04_03e.pdf

ALINORM 04/27/4

http://www.codexalimentarius.org/download/report/620/al04_04e.pdf

ALINORM 04/27/10C

<ftp://ftp.fao.org/codex/meetings/CAC/CAC27/al2710Ce.pdf>

ALINORM 04/27/41

http://www.codexalimentarius.org/download/report/621/al04_41e.pdf

CX/EXEC 04/53/2,

ftp://ftp.fao.org/codex/meetings/CCEXEC/CCEXEC53/ex53_02e.pdf

ALINORM 05/28/3A

<http://www.codexalimentarius.org/download/report/643/AL2803Ae.pdf>

ALINORM 05/28/9C Part1

<ftp://ftp.fao.org/codex/Meetings/CAC/cac28/al2809Ce.pdf>

ALINORM 05/28/41

http://www.codexalimentarius.org/download/report/644/al28_41e.pdf

ALINORM 05/28/9C Part1

[ftp://ftp.fao.org/codex/Meetings/CAC/cac28/al2809Ce.](ftp://ftp.fao.org/codex/Meetings/CAC/cac28/al2809Ce.pdf)

pdf ALINORM 07/30/REP

<http://www.codexalimentarius.org/download/report/684/al30REPe.pdf>

CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION ALINORM (26) 03/26/11:Add. 2

2 . 執行委員会の機能のレビュー	
CAC(26) ALINORM 03/26/11Add.2	
背景・現状	
<p>・ 執行委員会はコーデックス委員会の不可欠の部分。委員会規程第 6 条を削除せずには廃止されえず、その削除にはFAO 総会と WHO 総会の承認が必要である。(para.1) 現行執行委員会の機能として手続規則 .2 で挙げられているものは、コーデックス委員会の活動の一般的方向性と計画に関する提案、特別な問題に関する研究、総会で承認された計画の実施補助、部会の設置、部会議長国の指名機能である。また、1993 年以降は、新たな活動の承認、コーデックス手続のSTEP5-6 の規格草案の推進、迅速手続(accelerated procedure)の下での活動の承認を行っている。(para.1-2) 評価報告書の指摘する課題としては、執行委員会が効率的な管理を行うには大きすぎるが総会の代表としては小さすぎる事、透明性が欠如していることがある。その解決策として、執行委員会を戦略的かつ管理的な責任を負うが規格に関する権限を持たない執行理事会(Executive Board)として再構築すること、規格の策定過程を監督する規格管理部会(Standard Management Committee)を設置することが提案されている。これに従えば、執行委員会は Step5 での規格検討権限を失うが、執行理事会は作業プログラムの送付に関連して監督・調整を行う責任を課され、規格管理部会もこれを課されうる。(para.3-5)</p> <p>コーデックス回覧状 CL2003/8-CAC に対するコメントのほぼすべてが、執行委員会の維持、構成、透明性に関して議論する傾向にある。(para.6)。他方、FAO Management Response は、「より戦略的かつ管理的な責任を負う」組織とそれとは独立した規格管理組織があるべきと述べたが、規格管理部会設置という提案について、多くは否定的で、大半は執行委員会が規格管理に責任を負うことを支持。(para.7)</p>	
提案7	戦略的かつ管理的な機能 CAC(26) ALINORM 03/26/11Add.2 ・ 5-7 年間の戦略的計画、3 年間の中期計画の策定、戦略的中期計画の実施の監督の機能の制度化

	<p>監督・実施機能の一部として、執行委員会/理事会は作業組織に関してコーデックス部会に直接勧告を行う能力を有するべきである。(para.11)</p>
	<p>実施された(CAC(27) ALINORM 04/27/41 paras 10-14,120-123; CAC(28) ALINORM 05/28/41 paras 21-25)。 クリティカルレビューやモニタリングなど管理機能が実施されるようになった。</p>
提案8	<p>予算、計画、プログラム策定機能 CAC(26) ALINORM 03/26/11Add.2 執行委員会/理事会は、FAOとWHOの決定機関に提示される2か年の作業プログラムと予算を作成する際、事務局から意見を求められるべき。プログラムと予算の提案は、総会への専門的科学的助言の提供に利用できる予算を含まなければならない。(para.14) 執行委員会/理事会は、事務局とともに、総会の作業プログラムの適切な遂行を確保するため2か年プログラムと利用可能な予算に基づく年間計画を準備し、承認のために総会に付託しなければならない。(para.15)</p>
	<p>実施された(CAC(28) ALINORM 05/28/41 paras21-25)。</p>
提案9	<p>執行委員会の必要性 CAC(26) ALINORM 03/26/11Add.2 執行委員会に関して以下二つのオプションが提示。 Option 9.1 執行委員会を戦略管理組織に Option 9.2 執行委員会を戦略かつ規格管理組織とする 作業への着手のための提案のクリティカル・レビュー(critical review)に関する責任とともに、規格策定の進捗状況の監督を行う。(para.20)</p>
	<p>実施された(CAC(28) ALINORM 05/28/41 paras21-25)。 執行委員会の機能は、戦略的管理的機能および規格策定の管理機能も有する組織とした。</p>
提案10	<p>執行委員会の追加的な機能の削除 CAC(26) ALINORM 03/26/11Add.2 執行委員会は、規則 .1.(b)(i)に定められた、コーデックス部会や特別部会を設立しこれらの部会における議長国を指名する権限をもはや有するべきでない(これまで使用されたことがないため)。(para.21) 規格管理組織としての役割を除き、執行委員会は規格を検討する権限を有するべきでない。よって、コーデックス規格作成のための統一手続とその関連文書は修正されるべき。(para.22)</p>
	<p>実施された(CAC(28) ALINORM 05/28/41 paras21-25)。</p>

<p>提案11</p>	<p>執行委員会 - メンバー資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CAC(26) ALINORM 03/26/11Add.2 ・ 意思決定の効率性（特に執行委員会の管理機能に関して）と政策助言や規格策定についての決定に関する開放性、包括性、透明性は緊張関係にある。評価報告書は、前者について小さな執行組織（執行理事会）、後者についてはより大きな組織（規格管理部会）を推奨。しかし規格管理部会の設置に対しては加盟国からほとんど支持が得られていない。(para.23) ・ 執行委員会のメンバー資格と参加に関する今までの大きな変更は、地域調整国をオブザーバーとすること（第4回総会(1966年)で決定）と各地域で選出されたメンバー国から代表1名とアドバイザー2名が出席可能になったこと（第18回総会（1989年）で決定）。執行委員会の構成に関して、各地域から選出されるメンバー国が6から7に増加した（近東が独立した地域となったため）ことである。(para.25) ・ 事務局は、地域調整国をメンバーに任命することで執行委員会を拡大したほうが良いと考える。これによって執行委員会の包括性向上や地域調整国の変則的状況の改善が可能となる。他方、各メンバー国のアドバイザー2名の出席は認めず、参加者数を減らすべきとした。(para.26) ・ さらに事務局は、執行委員会の下には、プログラム策定、予算、計画に関する下部委員会(the Sub-Committee on Programming, Budget and Planning)を設置したほうが良いとした。この委員会は執行委員会副議長3名と地域代表7名で構成。(para.27) ・ 透明性の点について、執行委員会の会議では執行委員会メンバーではない総会メンバーや関係国際機関のオブザーバー参加が認められるべきであるが、予算等に関して議論する下部委員会の会議は非公開とするとした。オブザーバーの地位に関しては幅広い意見があり、生産者や消費者の代表も加えるべきとの評価書の勧告もあるが、これにに従えば、執行委員会メンバーでない総会加盟国よりも大きな権限をオブザーバー団体に与えることになってしまう問題もある。事務局は、オブザーバーに事前の文書提出権を認める一方、議長の許可のない発言は認めないという制限を加えることを提案。(para.28-29) ・ 評価報告書は執行委員会/理事会は管理機能を果たすため半年ごとに開かれるべきとした。プログラム策定、予算、計画に関する下部委員会は、必要に応じて、特にFAOやWHOの予算準備段階において開かれればよいとした。(para.30)。以上の議論を踏まえ、事務局の妥協案は二つの面を有する。第一に、加盟国の参加を予算等の議論については制限し、政策や規
--------------------	---

	<p>格に関する議論については拡大すること。第二に、オブザーバーの参加を性質に関して制約を加えつつ拡大すること。(para.31)</p> <p>Option 11.1 執行委員会の拡大(para.32)</p> <p>Option 11.2 執行委員会への参加の制限(para.33)</p> <p>Option 11.3 プログラム策定、予算、計画に関する下部委員会の設置(para.34)</p> <p>Option 11.4 執行委員会のメンバーの参加のための基金(para.35)</p>
	<p>実施された(CAC(28) ALINORM 05/28/41 para.20)。 従来オブザーバーであった地域調整国が執行委員会のメンバーとなった。</p>
<p>提案12</p>	<p>執行委員会へのオブザーバーの参加 CAC(26) ALINORM 03/26/11Add.2 執行委員会のメンバーではないメンバーと関係国際機関が、執行委員会会議に招かれるべき。オブザーバーは執行委員会の前に文書を提出できるが、議長に求められない限り発言することはできない。(para.36)</p> <hr/> <p>進行中(CCGP21とCAC28がこの問題について検討した)；第57回、第58回執行委員会の議事録は実験的に録音された。 提案12に対する加盟国の反応 CAC(26) ALINORM 03/41 加盟国の大多数が、執行委員会のメンバーではない加盟国の参加に同意。国際機関を限定的かつ明確に定義された権利をもつ執行委員会会議のオブザーバーとして認めた。多くの代表団が、執行委員会会議のウェブキャスティングに利用できる選択肢を示した。(para.161) EXEC(56) ALINORM 05/28/3A 事務局は一般原則部会での議論に基づき、執行委員会の議事録の録音をインターネット上で利用できる可能性について調査中で、全ての財政的・技術的問題が解決されれば、執行委員会の議事録録音の計画を拡大することが将来的に検討されうるとした。(para.31) CAC(28) ALINORM 05/28/41 総会は、一般原則部会が執行委員会におけるオブザーバーの積極的な参加についての検討を行わないが、インターネット設備を用いた議事録公開の可能性については検討することに合意したことを想起。事務局は、総会議事録の録音が実験的にコーデックスのウェブサイト上で利用できる可能性について調査中であるとした。(para.122) CAC(30) ALINORM 07/30/REP 総会は、執行委員会会合は実験的に録音されコーデックスのウェブサイト上で公表されていることを指摘。執行委員会の議事録公開が可能になる肯定的な結果を考慮して、総会は現行の録音・ウェブ公表の計画を継続的に実施すること</p>

を勧告した。(para.140)

<関連する議事録>

ALINORM 03/26/11: Add. 2

<ftp://ftp.fao.org/codex/meetings/CAC/CAC26/al2611be.pdf>

http://www.codexalimentarius.org/download/report/601/al03_41e.pdf

ALINORM 05/28/3A

<http://www.codexalimentarius.org/download/report/643/AL2803Ae.pdf>

ALINORM 05/28/41

http://www.codexalimentarius.org/download/report/644/al28_41e.pdf

CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION ALINORM (26) 03/26/11: Add. 3

3. 規格策定管理のプロセスの改善

CAC(26) ALINORM 03/26/11: Add.3

背景・現状

- ・ 評価報告書は、規格策定の管理機能の確保がコーデックスの有効性のために特に重要であるとし、規格策定管理プロセスを改善させるため勧告 11,12,18,20,23,24 等の勧告を行った(para.1)。総会は戦略的枠組み 2003-2007 を採択した際、全ての下部組織の作業プログラムについて戦略的な監督、指導、相互調整を行い、限られた時間で新規作業を開始し規格と関連文書を採択するとした(para.2)。評価報告書は、これらのマンデートを行うため作業管理委員会 (Standards Management Committee) の設置を提案。しかし、執行理事会(Executive Board)/執行委員会がそのマンデートを実行することもできるともしており、重要なのはその機能と考えられている。
- ・ 第 25 回臨時総会では多くの代表が、規格策定プロセスの透明性や効率性、包括性向上の効果への疑問や追加的コストを理由に、作業管理委員会設置に懸念を表明。しかし、いずれのコメントも、規格策定の管理を改善する必要があるということには同意している。(para.3,4)
- ・ また評価報告書は、規格策定管理プロセスに関連するコンセンサスの問題やコンセンサスが存在するか否かの判断方法についても検討している。(para.5)

評価報告書にいう規格策定管理プロセスは以下のものを含む。(para.6)

- ・ 総会に対する規格策定の戦略的計画に関する助言
- ・ 規格の修正や設定のための優先事項の提案、部会の規格策定/修正案や独立したリスク評価を行うために不可欠な裏付け作業の検討
- ・ 部会の設置と解散に関する助言やアドホックの部会横断的特別部会 (作業がいく

	<p>つかの部会の権限にまたがる分野において)を含む初期の特別部会設置に関する決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格策定の進捗状況の監視や、改善策をとるべきかあるいは進展の欠如により作業を一時中断すべきかに関する助言 ・発展途上国の規格設定ニーズの確認の援助 ・部会の規格案の検討と総会による採択のための可決または部会でのさらなる策定のための差し戻し ・現行枠組みにもこれらの事項に関する手続は存在するが、それらは用いられていないか「戦略的管理(“strategic management”）」とか「規格策定管理(“standards management”）」と呼べるようなものではないかのいずれかであり、規格策定の提案や問題に対する総会や執行委員会の決定は、たいていの場合アドホックになされている。(para.7)
<p>提案13</p>	<p>戦略的計画</p> <p>CAC(26) ALINORM 03/26/11:Add.3</p> <p>コーデックスは戦略的計画について6か年のメカニズムを設けるべき。この戦略的計画は優先順位や個々の提案の評価基準を設定し、途上国の規格設定ニーズの確認を助けるものであるべきだ。これは、第27回総会から2年ごとに提出されるべきである。(para.9,10)。</p> <hr/> <p>実施された(提案7参照)。</p> <p>CAC(26) ALINORM 03/41</p> <p>総会は、事務局が執行委員会と協同して戦略的計画文書を準備すべきとした。執行委員会における戦略的計画策定プロセスでは発展途上国の特別なニーズを考慮すべきということが示された。(para.162)</p>
<p>提案14</p>	<p>作業の着手に関する提案のクリティカル・レビュー</p> <p>CAC(26) ALINORM 03/26/11:Add.3</p> <p>クリティカル・レビューは以下を含むべき。(para.15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会の戦略的優先順位や独立したリスク評価に不可欠な裏付け作業を考慮に入れた、規格の策定/修正案の検討 ・発展途上国の規格設定ニーズの確認 ・作業がいくつかの部会の権限にまたがるような分野を含む、部会や特別部会の設置や解散に関する助言 ・専門家の科学的助言の必要性 <p>策定が認められた主要規格は、規格の目的、重要である理由、適用される主な局面、作業の予定表に関するプロジェクトドキュメントの作成が必要(para.16)</p> <hr/> <p>実施された(CAC(27) ALINORM 04/27/41 paras 10-14)。</p>

<p>提案15</p>	<p>CAC(26) ALINORM 03/26/11:Add.3 規格策定の進捗状況の監視 クリティカル・レビューのプロセスは、以下を含むべき(para.17) ・規格策定の進捗状況の監視や、改善策をとるべきか作業を一時中断すべきかに関する助言 ・部会の規格案の、基本テキストや他の国際的な法律文書との一貫性、</p>
	<p>実施された(CAC(27) ALINORM 04/27/41 paras 10-14)。 提案14,15に対するコーデックスの反応 CAC(26) ALINORM 03/41 主要規格のプロジェクトドキュメントの準備を含むクリティカル・レビューのプロセスを承認。作業の優先順位設定のためのクライテリア(the Criteria for the Establishment of Work Priorities) (提案 38) の改正と密接に関連する提案を承認。(para.163)</p>
<p>提案16</p>	<p>規格策定管理の責任 CAC(26) ALINORM 03/26/11:Add.3 第 25 回総会での回答から、評価報告書のいう規格管理部会設置に対して支持はない (FAO マネジメント・レスポンス(FAO Management Response) が支持したものの)。多くが規格管理機能を執行委員会に委ねることを提案。(para.18) 事務局は、第 1、第 3 の選択肢がほとんど支持されていないことを認識ながらも 3 つの選択肢を提示。(para.19) Option 16.1 規格管理部会 規格管理部会が設置された場合のメンバーについては以下が考えられる。(para.20) ・各地域から選ばれた 20 のメンバー (北米を除き各地域から 3 か国ずつ) ・持ち回りで任命される、規則 .1.(b) の下で設置された部会/特別部会の議長 5 名 規則 .1.(b) の下で設置される作業管理委員会は、毎年総会の開会前に 6 週間以上開かれ、総会に報告を行わなければならない。委員会は独自に議長を選出しなければならない。委員会のメンバーでない部会/特別部会の議長を召集する権限を有するべきである。委員会には、国際的な政府間組織や非政府組織がオブザーバーとして参加できるべきである。作業管理委員会の機能は、新規作業のクリティカル・レビューと規格策定の進捗状況の監視である。(para.21,22) Option 16.2 執行委員会</p>

	<p>執行委員会が規格策定管理を行う場合、現行手続規則に示されている執行委員会のマンデートに変更は生じない。しかし長期的には、規則 .2を改正し執行委員会の機能を明示することが望ましいであろう（執行委員会の機能のレビューに関する文書 CAC(26) ALINORM 03/26/11:Add.2も参照）。この場合、執行委員会が、新規作業のクリティカル・レビューや規格策定の進捗状況の監視を行い、総会に対して所見を報告する。(para.23)</p> <p>Option 16.3 執行理事会 総会が執行委員会に替えて執行理事会の設置を決定した場合も Option 16.2と同様である（CAC(26) ALINORM 03/26/11:Add.2参照）。(para.24)</p>
	<p>実施されていない。 提案16に対するコーデックスの反応 CAC(26) ALINORM 03/41 第 25 回総会において規格管理委員会の設置に対して支持が得られなかったことから、執行委員会が新規作業のクリティカル・レビューを行う組織となることを決定。(para.164)</p>
<p>提案17</p>	<p>時限的な意思決定 CAC(26) ALINORM 03/26/11: Add.3 多くの加盟国は、全ての作業を時限的に行うことについて、コンセンサスに達するため必要な場合に時間の延長を許可することを条件として、支持している。(para.25) 規格に関する新規作業の着手（いわゆる「討議文書(“ discussion papers ”)」の準備も含む。)を決定する際、総会は決定の日から標準的には 5 年を超えない範囲で、その作業を実行するスケジュールを示さなければならない。規格策定管理の責任を負う組織は、スケジュールの延長や作業の取り消し、当初とは異なる部会での作業の実施を提案することができる。(para.30) (para.31)</p>
	<p>上記提案14,15参照。 提案17に対するコーデックスの反応 CAC(26) ALINORM 03/41 総会は、規格策定管理の責任を負う組織（すなわち執行委員会）が一定のスケジュール（通常 5 年を超えない範囲で）の最後に規格草案の策定状況を見直し、その見解を総会に報告すべきことを決定。(para.165)</p>
<p>提案18</p>	<p>CAC(26) ALINORM 03/26/11: Add.3 規格策定の簡素化 手続の簡素化（現在のステップ 8 からステップ 5 を標準とすること）は、既に迅速手続の利用やステップの省略が可能であるということから、作業の時</p>

	<p>限化ほど各国の支持を得られていない。しかしこの手順をとるには通常の単純多数ではなく3分の2以上の賛成によって意思決定がなされなければならない。評価報告書は部会がコンセンサス達成後直ちに総会に規格を提出するよう奨励している。</p> <p>現行の統一かつ迅速化されたコーデックス規格や関連文書の策定手続 (Uniform and Accelerated Procedures for the Elaboration of Codex Standards and Related Texts)は、以下のように修正されるべきである。 (para.32)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速手続やステップの省略を決定する際の要件から、3分の2の特別多数を取り除くこと ・標準的な5ステップの手続と延長された8ステップの手続の規定を設けるため、策定手続を書き直すこと。後者は規格策定管理に責任を持つ組織と総会の承認を必要とする。
	<p>実施されていない。 提案18に対するコーデックスの反応 CAC(26) ALINORM 03/41 総会は、迅速手続ではコンセンサスによって規格を採択しなければならないことから、3分の2の特別多数要件を取り除いても手続きの簡素化につながらないとした。また5ステップ手続を標準とすることについてもコンセンサスを得られず、必要に応じて手続を迅速化する既存のメカニズムとともに8ステップ手続を維持することを決定した。(para.166)</p>
<p>提案19</p>	<p>ファシリテーターの活用 CAC(26) ALINORM 03/26/11: Add.3 部会や規格策定管理に責任を負う組織がファシリテーターを任命できるようにすべき。ファシリテーターの主要な機能は異なる意見を理解しコンセンサスの形成を促進することで、広くメンバーに意見を求める明白な機能があれば、さらなる包括性を確保するという点でも作業のスピードを上げるという点でも有用。ファシリテーターは、規格草案についてのコメント文書がいかに関わられてきたのか明示した報告をすべきである。(para.34)</p>
	<p>進行中 (CCGP21 と CAC28 がこの問題について検討した)。 提案19に対するメンバーの反応 CAC(28) ALINORM 05/28/41 総会は、一般原則部会が第21回会合においてファシリテーターの試行的活用を検討すると結論付けたことを支持。(para.123) EXEC(58) ALINORM 06/29/3A 事務局は、ファシリテーターの試行的活用に関して検討すべきという第28</p>

	<p>回総会の勧告を考慮して「進行している」ことを指摘。ただし現時点でいかなる部会もファシリテーターの活用を試みていないとした。(para.82)</p>
提案20	<p>電子作業部会の設置 CAC(26) ALINORM 03/26/11: Add.3 部会は会期間に作業の着手を決定する際、電子作業部会の設置を最優先すべき。その際全ての総会メンバーと関心のある国際機関がオブザーバーとして参加できるようにすべき。電子作業部会への委任事項と期待されるアウトプットは明示され、マンデートを達成した電子作業部会は解散すべき。電子作業部会の設置と運営の規則について、手続に関する文書（CAC(26) ALINORM 03/26/11: Add.4）も参照。(para.36)</p>
	<p>実施された。(CAC(28) ALINORM 05/28/41 para.41)</p>
提案21	<p>物理的作業部会の設置 CAC(26) ALINORM 03/26/11: Add.3 部会が物理的作業部会によって会期間の作業に着手すると決定した場合、そのような作業部会は総会メンバーを代表するべき。物理的作業部会の構成は委任事項や期待されるアウトプットと同様、明示的に定義されるべきである。物理的作業部会はその特定のマンデートが達成され次第解散するべきである。(para.37)</p>
	<p>実施された(CAC(28) ALINORM 05/28/41 para.41)。 提案19 - 21 に対するコーデックスの反応 CAC(26) ALINORM 03/41 総会は、原則として三つの提案全てに賛成。総会は、電子作業部会が意思決定の場ではなく意見交換の場であるとした。また、物理的作業部会は全加盟国に開かれ、途上国の参加に関する問題を考慮し、そして部会においてコンセンサスがあるか他の戦略が検討された場合にのみ設置されるべきとした。(para.167)</p>
提案22	<p>規格の採択 CAC(26) ALINORM 03/26/11: Add.3 評価報告書は、規格採択の段階において、総会は規格草案を修正すべきでないが、その状況について明確な決定を行うべきであると勧告(勧告 23)。(para.42)以下の二つの選択肢が提示された。 Option 22.1 修正を伴わない採択の決定 総会は採択の段階で規格を修正すべきではなく、以下のいずれかをしなければならない。(para.43)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規格を採択する ・ 特定の変更について調査するために規格を部会に差し戻す

	<p>・規格に関する作業を中止または延期する 決定は、議論ではなく決定事項に焦点を当てる形で明確に報告されなければならない。(para.44)</p> <p>Option 22.2 修正を伴う採択の決定 採択の段階において、総会はコメント文書を考慮して規格の修正を決定するが、そのような修正は過去に部会で取り上げられなかったもので規格の技術的内容に影響を及ぼす性質のものではないものに限定されなければならない。修正をしない場合、総会は以下のいずれかをしなければならない。(para.45)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格を採択する ・提案された修正について検討するため規格を部会に差し戻す ・規格に関する作業を中止または延期する <p>決定は、議論ではなく決定事項に焦点を当てる形で明確に報告されなければならない。(para.46)</p>
	<p>実施されていない。 提案22に対する加盟国の反応 CAC(26) ALINORM 03/41 総会は、執行委員会の勧告に基づき、規格草案がコンセンサスに基づいて総会に送付されることを条件に、限定的な修正を伴う規格の採択が許容されるべきであることを決定した。(para.168)</p>
<p>提案13 - 22に対する加盟国の反応</p>	<p>CAC(31) ALINORM 08/31/REP 総会は、第30回総会で合意し第60回執行委員会でさらに議論されたプロセスによれば、コンセンサスに関連する提案は第25回一般原則部会で検討されると指摘。総会は、評価から生じたその他すべての提案が実施済みであり、一般的な実施状況を次回会合でさらに検討する必要はないとした。(para.147)</p>

<関連する議事録>

ALINORM 03/26/11: Add. 3

<ftp://ftp.fao.org/codex/meetings/CAC/CAC26/al2611ce.pdf>

ALINORM 03/41

http://www.codexalimentarius.org/download/report/601/al03_41e.pdf

ALINORM 04/27/41

http://www.codexalimentarius.org/download/report/621/al04_41e.pdf

ALINORM 05/28/3A

<http://www.codexalimentarius.org/download/report/643/AL2803Ae.pdf>

ALINORM 05/28/41

http://www.codexalimentarius.org/download/report/644/al28_41e.pdf

ALINORM 06/29/3A

<http://www.codexalimentarius.org/download/report/661/al2903Ae.pdf>

ALINORM 08/31/REP

<http://www.codexalimentarius.org/download/report/698/al31REPe.pdf>

CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION ALINORM (26) 03/26/11:Add. 4

4 . 手続規則のレビューや他の手続問題	
ALINORM 03/26/11:Add.4 以下では、評価報告書によって挙げられた、手続マニュアルの変更に関する全ての勧告を検討する。(para.1)	
提案23	手続レビューの責任 ALINORM 03/26/11:Add.4 手続きレビューの実施主体について以下の二つのオプションを提示 Option 23.1 手続についての専門的な特別部会 総会は、手続規則 . 1 (b)()の下で専門的な特別部会を CCGP に設置し、手続マニュアルの変更案を起草、2005 年までに提出することを求める。 (para.5) Option 23.2 追加的なCCGP会議 総会は、CCGP が特別会合を開き、手続マニュアルの変更案を起草し 2005 年までに提出することを求める。(para.6)
	ALINORM03/41 CCGP の特別会合において、期限内に実施する事を決定。委員会は部会が明確な助言や、反応の言葉を委員会や事務局から、支援を求めることを確認した。
提案24	コーデックスのマンドートの修正 ALINORM 03/26/11:Add.4 第 25 回臨時総会は、消費者の健康を守り、食品貿易における公正な慣行を確保するという現在のマンドートは適切であるが、将来議論されうるとした。また、総会は、このマンドートのうち、消費者の健康と安全への影響のある基準の策定が最優先であると強調した。(para.7) Option 24.1 総会のマンドートの修正 (para.9) Option 24.2 現在のマンドートの保持 (para.10)

	<p>提案 24 へのコーデックス委員会の反応 ALINORM 03/41 委員会は、コーデックス憲章の条文 1 のマンデートが、保持されるべきだが、将来的には議論されるべきだと決定。(para. 170)</p>
提案25	<p>全体的な管理を向上させるための、執行委員会の規則及び作業手続の改訂 ALINORM 03/26/11:Add.4 事務局は執行委員会の機能に関して、以下の提案の検討を最優先すべきとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コーディネーターを含めることによる執行委員会の拡大(規則 .4(c),(d),規則 .1) ・ プログラム策定、予算、計画に関する下部委員会の設立(新規規則) ・ 執行委員会会合へのメンバーの参加のための資金提供(新規規則)(para.12)
	<p>提案 7 , 8 , 9 , 10 , 11 参照</p>
提案26	<p>執行委員会の規則及び作業手続の改訂 (続) ALINORM 03/26/11:Add.4 総会は、2005 年総会での採択を視野に、ALINORM03/26/11:Part2 に含まれる残りの問題を扱う手続規則の修正案や追加案を起草することを、手続レビューの実施に責任を持つ組織体に求めるべきである。(para.14)</p>
	<p>上記の提案 No.12 参照</p>
提案27	<p>ALINORM 03/26/11:Add.4 議長に発言する権利 評価報告書のパラグラフ 129 は、コーデックス部会の国の代表の構成やこれらの代表団の中で非政府アドバイザーが発言する権利に関する懸念が表明されている。総会は手続レビューに責任を持つ組織体に対して、WHO 総会の類似の規則に基づき新しい規則を検討するよう求める。その規則とは「本会議では、国の代表の長は、いかなる質問についても彼に代わって発言し投票する権利を持つ他の代表を指名できる。更に、代表団の長や彼が指名する他の代表の要求に基づき、特定の点についてアドバイザーが発言することを議長(President) [コーデックスの場合は Chairperson] は許可できる。」という趣旨のものである。(para.16)</p>
	<p>完了(ALINORM 05/28/41 para.27) CCGP に WHO の規則を参考に依頼。</p>
提案28	<p>ALINORM 03/26/11:Add.4 オブザーバー機関のクライテリア見直しについて</p>

	<p>以下二つの選択肢を提案</p> <p>Option 28.1 FAO/WHOによるオブザーバー機関の地位のレビュー 総会は、FAO/WHOに対して、「オブザーバーの地位(“ Observer Status ”)」における現在の国際機関の地位について、CACと共同で報告書を準備し次回のコーデックス総会で報告書を提出するよう求める。(para.19)</p> <p>Option 28.2 規則 .5の改訂 総会は、執行委員会がWHO事務局長に「オブザーバーの地位」における国際機関の地位についての意見を提供できるよう規則 .5を改訂し、2004年総会に提案を提出するよう求める。(para.20)</p> <p>Option 28.3 「オブザーバーの地位」における国際機関に関する原則の改訂 総会は、規則 .5の改訂と矛盾のないように、コーデックス委員会の作業における国際非政府組織の参加に関する原則(<i>Principles Concerning the Participation of International Non-Governmental Organizations in the Work of the Codex Alimentarius Commission</i>)を改訂することを検討。(para.21)</p>
	<p>完了(ALINORM 05/28/41 paras 26 and 42) ALINORM 03/41 上記すべてのオプションを実施</p>
<p>提案29</p>	<p>コーデックス部会及び特別部会の議長 ALINORM 03/26/11:Add.4 議長について以下のオプションを提示</p> <p>Option 29.1 執行委員会による議長の承認 総会は、執行委員会による議長の承認を規定する新規則の起草を行うよう求める。(para.26)</p> <p>Option 29.2 議長の任命のためのクライテリアを除き現状維持 総会は、開催国による議長の任命については現状維持とし、議長の任命のためのクライテリアを策定することを求める。(下記提案33を参照)(para.27)</p>
	<p>完了(ALINORM 04/27/41 para.14) 議長の任命権については現状維持として、任命の為のクライテリアについてはCCGPに検討を依頼。</p>
<p>提案30</p>	<p>規則 .4の改訂 ALINORM 03/26/11:Add.4 移行中の国々や発展途上国のコーデックス委員会の作業への参加のためのFAO/WHO信託基金の下での参加に備えて、またコーデックス予算から拠出する執行委員会へのメンバーの参加のための基金に関する総会の決定を考慮に入れるため、規則 を改訂すべきである。(ALINORM 03/26/11: Add.2, Option 11.4参照) (para.29)</p>

	完了(ALINORM 05/28/41 para.20) CCGP に改定を依頼。
提案31	開催国政府への助言と会合の運営に関する助言 ALINORM 03/26/11:Add.4 総会は、開催国政府への助言と会合の運営に関する助言に関する2つの別々の文書を策定するよう指示する。(para.35)
	完了(ALINORM 04/27/41 para.14)
提案32	ALINORM 03/26/11:Add.4 共同議長制 総会は、責任を持つ組織体に対して、コスト面での含意も含め、コーデックス部会及び特別部会における共同議長制のための指針を策定するよう求める。(para.37)
	進行中(CCGP21とCAC28がこの問題について考慮している) ALINORM 05/28/3A ケースバイケースで試されるべきとする一般原則部会の第21回会合の結論を支持。例として、最近のFood Hygiene部会(アメリカとアルゼンチンの共同主催)やFish and Fishery product部会(ノルウェーと南アフリカの共同主催)における共同議長制度の良い結果が論じられた。(para.39)
提案33	ALINORM 03/26/11:Add.4 議長の選出についてのクライテリア 総会は、コーデックス部会及び特別部会の議長の任命のためのクライテリア案を策定し、次回総会(2004年)での検討のために提出するよう要求する。このクライテリアは議長を任命する開催国の権利を認めるべき。(para.39)
	上記提案 No.29参照
提案34	コンセンサスの決定 ALINORM 03/26/11:Add.4 会議の運営：コンセンサス コンセンサスと意思決定に関する報告書の勧告については幅広い意見があるが、以下の通りに要約される。(para.40) <ul style="list-style-type: none"> ・「ほぼコンセンサス(near-consensus)」の概念は、支持を得ていない。 ・諮問的な郵便投票は、ほとんどもしくは全く支持を得ていない。 ・コンセンサスの定義案(「会合に出席する1以上のメンバーから正式な異議がないこと」)については、賛否両論がある。 ・規格採択のための条件付き多数決(2/3)は、いくらかの支持をえた。 ・いくつかの国は、現状維持を支持した。 この問題における意見の多様性の観点から、総会はこの問題の現状維持を求

	<p>める。総会は、意思決定に関するコンセンサスの問題の解決は重要な問題であり、コーデックス部会及び特別部会について適切な指針策定する努力が必要であると助言。また、総会は 2005 年通常会合でこの問題の進捗報告を求める。(para.41)</p>
	<p>第 21 回 CCGP は現段階で ” コンセンサス ” の定義についての新たな作業を実施しないこととした；第 23 回 CCGP と第 24 回 CCGP はこの問題について継続的な議論をしている。</p>
提案35	<p>ALINORM 03/26/11:Add.4 会議の運営：報告書 評価報告書は、議論ではなく決定に焦点を置いた行動志向の会議報告書を作成するという方向性の強化を提案（勧告 21）。これに対し、支持の立場、行われた議論の記録に価値を見出し、自国にとって特に重要な問題について自国の立場を記録に残したいとする立場があった。(para.42)</p>
	<p>ALINORM 05/283A 近代的な技術（音声録音等がインターネット上で確認できるなど）が利用できれば報告書が詳細まで記述せず、議論の結果に集中してもよいという指摘をする国もあったが、途上国からは参加できない国にとっては議事録が省略されると議論が分からないとの指摘もなされた（para.36） ALINORM 05/28/41 手続きマニュアルに改定が必要な内容はないと決定</p>
提案36	<p>会議の運営：国のグループ化 ALINORM 03/26/11:Add.4 評価書の勧告 25 では、共通の意見を有する国がまとまったグループとして調整をすることを勧告（para.44）</p>
	<p>ALINORM05/28/41 実施しないことを決定</p>
提案37	<p>OIE との関係 ALINORM 03/26/11:Add.4 総会は、SPS 関連の国際組織（OIE や IPCC）などと重複等为了避免するため協力強化のあり方について模索すべきとの勧告を支持する。(para.49)</p>
	<p>ALINORM 03/41 コーデックスと OIE が重複の最小化と基準設定の乖離を避けるために協調を高めるべきであるという勧告を承認。(para.181)</p>
提案38	<p>作業の優先順位設定のためのクライテリア ALINORM 03/26/11:Add.4 以下の二つの選択肢が提示された Option 38.1-作業の優先順位の設定のための基準の改訂 作業の優先順位設定のためのクライテリアを再起草するよう指示。改訂版ク</p>

	<p>ライテリアは、優先順位に対する作業提案の評価のための明確な判断手段であるべき。(para.53)</p> <p>Option 38.2- コーデックス規格及び関連文書の策定手続への優先順位の包含総会は、その優先順位が反映された文書をコーデックス規格及び関連文書の策定手続の導入部分に含め、手続マニュアルから作業の優先順位設定のためのクライテリアを削除するよう指示する。この場合も、クライテリアは優先順位に対する作業提案の評価のための明確な判断手段であるべきである。(para.54)</p>
	<p>完了(ALINORM 05/28/41)</p> <p>ALINORM03/41 総会は CCGP に記載するように依頼をした (para.182)</p>

<関連する議事録>

ALINORM 03/26/11:Add. 4

<ftp://ftp.fao.org/codex/meetings/CAC/CAC26/al2611de.pdf>

CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION ALINORM (26) 03/26/11:Add. 5

<p>5 . その他の勧告の実施 (FAO/WHOの活動分野)</p>
<p>ALINORM 03/26/11:Add.5</p> <p>背景・現状</p> <p>コーデックスの管理構造</p> <p>評価報告書は、FAO/WHOの全体構造の中で、コーデックスの作業プログラムの提案や執行について独立性を高めるべきだと述べ、FAO/WHOの承認を得た。提案は、規格策定の作業管理の改善や中央的管理の強化を目指すもので、規格設定の迅速化につながる。(para.2)</p> <p>専門家の助言と科学的なリスク評価</p> <p>評価報告書によれば、コーデックスに対する専門家の助言は、さらなる主体性と調和、リソースを有しFAO/WHOの中での独立性と透明性を強化する必要がある。また、専門家によるリスク評価の機能とコーデックス部会によるリスク管理の機能とははっきり区別すべき。コーデックスの意思決定に対する科学的なサポートの強化が、当面の優先事項とされた(para.25と勧告)。(para.5)</p>

<p>FAOおよびWHOによる対応が求められる論点</p>	<p>コーデックス事務局(管理と報告のプロセス) ALINORM 03/26/11:Add.5 手続規則による管理 FAOはマネジメントレスポンス(ALINORM 03/25/3-Add.1)は、総会が必要に応じて各意思決定機関に報告を行うための手続は存在すると指摘したが、一方で、プロセスの透明性と効率性を向上させる方法は検討すべきとした。 (para.9) コーデックスの独立性 全体構造の中でコーデックスによる作業プログラムの計画・執行の独立性を高めることにFAO/WHOも承認し、その要求を満たすための方法について共同でレビューを行っている。(para.10) コーデックス事務局の位置づけ コーデックスでは、コーデックス事務局をFAOの中で再配置するという勧告が支持されたが、FAO/WHOは現在の位置づけが適切であるとして、事務局長の任命はFAO/WHOの事務総長の特権であることを想起させた。 (para.12)</p>
	<p>ALINORM 03/26/11:Add.5 コーデックスの事務局(リソース) FAO/WHOの現実的な困難を認識しつつも、事務局の中心的財源を増加させることが全会一致で賛成された。特にWHOのより積極的な貢献を期待する回答者もいた。(para.14) コーデックスのウェブサイト 全回答者が、コーデックスのウェブサイトを一般的な利便性の観点から改良するという勧告を支持した。FAO/WHOは、コーデックス事務局がその能力を最大限活用できるよう、ウェブサイトの維持に必要な人的・財政的リソースを有することを確保すべきである。(para.16)</p>

	<p>ALINORM 03/26/11:Add.5 科学的な助言とリスク評価 JEMRAについて コーデックスは JEMRA が常設の部会であるべきだという勧告を支持。 FAO/WHOもこの勧告に賛成。(para.18) 科学的助言とリスク評価へのリソース コーデックスでは、FAO/WHOが明確な予算や人的リソースを科学的助言や リスク評価に割り当てること、リスク評価への出資を増加させることへの支 持が表明された。FAO/WHOは共同での科学的助言やリスク評価について完 全なレビューが必要であることに同意し、この勧告の実行に必要な措置を取 りはじめた。(para.19) コーデックスでは、特に独特な食習慣をもつ途上国からの、質の高いデー タの必要性について広い支持があった。関連する作業範囲の観点から、 FAO/WHO が優先順位を確立承認しコストの影響を注意深くレビューすべ きとされた。(para.20) コーデックスは、FAO/WHOと同様、専門家に対する支払いのあり方に原則 として同意した。専門家選出の主なクライテリアは透明性、科学的な業績や 専門的知識であり、専門家は関心事項を説明する文書の提供を求められるべ きであるということが強調された。(para.21) コーデックスはリスク評価とリスク管理を分ける提案を支持したが、これら の機能は相互依存的であり両者の意思疎通が重要であると注意喚起をする意 見もあった。(para.22) コーデックスは、専門家の助言に関するコンサルタントの研究/専門家の協議 について全会一致で支持した。FAO/WHOは既にこの勧告同意し、進捗報告 書が総会に提出されている(ALINORM 03/26/13)。(para.23)</p>
	<p>ALINORM 03/26/11:Add. 5 キャパシティ・ビルディング この勧告にコメントをした回答者は、FAOとWHOが技術援助やキャパシ ティ・ビルディングについて、より密接に協調・協力する必要があるとした。 (para.25)</p>